町 田 市 教 育 委 員 会 第 １ 回 定 例 会

日　時　　２０１９年４月１０日（水）午前１０時

場　所　　第３、４、５会議室

議　題

１．月間活動報告

２．議案審議事項

議 案 第１号　町田市立学校適正規模・適正配置等審議会運営規則について
議 案 第２号　町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
議 案 第３号　町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
議 案 第４号　町田市いじめ防止基本方針の改訂について
議 案 第５号　町田市立中学校における部活動の方針について

３．臨時代理報告

臨時代理報告第1号　都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時代理の報告について

４．報告事項

（１）町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正について　《教育総務課》
（２）２０１９年度 町田市立小・中学校の学級編制について　《学務課》
（３）町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱の一部改正について　《指導課》
（４）町田市学力向上推進プラン（第３次）の策定について　《指導課》
（５）自由民権資料館2019年度企画展『御進発御供日記』刊行記念「町田の八王子千人同心」展の開催について　《生涯学習総務課》
（６）「第８回まちだ図書館まつり」の実施報告について　《図書館》
（７）「世界の果てで生き延びろ－芥川賞作家・八木義徳（やぎよしのり）　展－」の実施報告について　《図書館》

主 な 活 動 状 況

2019.3.1～2019.4.9

期日 月	期日 日	期日 曜	活動内容	坂本教育長	佐藤委員（3月31日まで）	後藤委員（4月1日から）	森山委員	八並委員	坂上委員
3	1	金	教育委員会第12回定例会	○	○		○	○	○
	2	土	2018年度町田市教育委員会児童生徒表彰式	○	○			○	○
	3	日	町田市障がい者青年学級成果発表会（公民館学級）（生涯学習センター）		○				
	4	月	町田法人会感謝状贈呈式	○					
	7	木	市議会本会議（質疑）	○					
	8	金	定例校長会	○	○				
	9	土	第9回スポーツアワードまちだ表彰式典	○	○				
	11	月	第10回中学生東京駅伝「チーム町田」解団式	○	○			○	○
	15	金	市議会本会議（一般質問）3/15・18～20・22	○					
			都立町田高校全日制課程卒業式					○	
	19	火	中学校卒業式	○	○		○	○	○
	22	金	小学校卒業式	○	○		○	○	○
	25	月	鶴川第一小学校同窓会感謝状贈呈式(鶴川第一小学校)	○					
	28	木	本会議（表決）	○					
	29	金	町田市職員退職辞令交付式等	○					
			退職校長感謝状贈呈式等	○	○			○	○
			教育委員会第3回臨時会	○	○			○	○
	30	土	鶴川第二中学校・鶴川第二小学校合同合唱演奏会（町田市民ホール）		○			○	
	31	日	木曽中学校吹奏楽部演奏会（町田市民ホール）					○	
			町田第一中学校改築工事起工式（町田第一中学校）	○	○			○	○
4	1	月	町田市職員辞令交付式等	○		○			
			校長着任式等	○		○		○	○
	2	火	臨時校長連絡会	○		○		○	
			新規採用教員辞令交付式	○		○		○	
	7	日	町田市少年少女発明クラブ第15期開講式（ひなた村カリヨンホール）	○					
	8	月	小学校入学式			○	○	○	○
	9	火	中学校入学式			○	○	○	
			東京都市町村教育委員会連合会会計監査（東京自治会館）						○

議案第１号

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会運営規則について

上記の議案を提出する。

２０１９年４月１０日提出
町田市教育委員会
教育長　坂本　修一

（提案理由説明）

本件は、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例第８条の規定に基づき、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の運営に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。

別紙のとおり、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会運営規則を制定したい。なお、制定の概要は、次のとおりです。

1　制定理由

この規則は、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例第８条の規定に基づき、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の運営に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。

2　要旨

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の招集の通知、庶務その他必要な事項を定めています。

3　施行期日

平成３１年８月１日から施行します。

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会運営規則

（趣旨）

第１条　この規則は、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例（平成３１年３月町田市条例第１３号）第８条の規定に基づき、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集の通知）

第２条　会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員及び当該会議の議事に関係のある臨時委員に通知する。

（１）開催日時

（２）開催場所

（３）議題

（庶務）

第３条　審議会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第４条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成３１年８月１日から施行する。

議案第２号

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

２０１９年４月１０日提出
町田市教育委員会
教育長　坂本　修一

（提案理由説明）
本件は、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の設置に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則を一部改正したい。なお、改正の概要は、次のとおりです。

１　改正理由

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の設置に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

２　改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

（１）町田市立学校適正規模・適正配置等審議会に関する規定を加えます。（別表第２関係）

（２）その他文言の整理を行います。

３　施行期日

平成３１年８月１日から施行します。

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成１３年３月町田市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第２（第２６条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>設置目的</th><th>所管機関</th></tr>
<tr><td>町田市立学校適正規模・適正配置等審議会</td><td>町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例（平成３１年３月町田市条例第１３号）第２条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、その結果を答申すること。</td><td>教育総務課</td></tr>
<tr><td>町田市学校給食問題協議会</td><td>町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和５７年１２月町田市条例第４５号）第２条の規定に基づき、教育委員会の学校給食に関する諮問に応じ必要な事項について協議し、その結果を答申すること。</td><td>保健給食課</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>町田市文化財保護審議会</td><td>町田市文化財保護条例（昭和５２年４月町田市条例第３０号）第４９条の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議すること。</td><td>生涯学習総務課</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第２（第２６条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>設置目的</th><th>所管機関</th></tr>
<tr><td>町田市学校給食問題協議会</td><td>町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和５７年１２月町田市条例第４５号）の定めるところにより、教育委員会の学校給食に関する諮問に応じ必要な事項について協議し、その結果を答申すること。</td><td>保健給食課</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>町田市文化財保護審議会</td><td>町田市文化財保護条例（昭和５２年４月町田市条例第３０号）第３７条に基づき、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議すること。</td><td>生涯学習総務課</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分とする。</td></tr>
</table>

この規則は、平成３１年８月１日から施行する。

議案第３号

町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

２０１９年４月１０日提出
町田市教育委員会
教育長　坂本　修一

（提案理由説明）
本件は、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例第４条第１項に基づき、町田市教育委員会いじめ問題対策委員会委員として４名を委嘱するものです。
任期は、２０２１年４月３０日までです。

１　委嘱（２０１９年５月１日付）

選出区分	氏名	所属・役職	備考
教育	嶋﨑（しまざき）　政男（まさお）	神田外語大学・教授	再任 （2 期目）
法律	羽根（はね）　一成（かずなり）	東京平河法律事務所･弁護士	新任
心理	杉村（すぎむら）　共英（ともひで）	発達心療クリニック・医師	再任 （２期目）
福祉	茂木（もぎ）　冴子（さえこ）	民生・児童委員	再任 （３期目）

○町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例

平成２７年３月３１日

条例第２６号

学校教育部指導課

（設置）

第１条　いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１４条第３項及び第３０条第２項の規定に基づき、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として町田市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を、市長の附属機関として町田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この条例において「いじめ」とは、町田市立小学校又は中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（対策委員会の所掌事務）

第３条　対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策の推進について調査、審議し、答申する。

２　対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

３　対策委員会は、学校において、法第２８条第１項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

（対策委員会の組織）

第４条　対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員５人以内をもって組織する。

２　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して１０年を限度とする。

（対策委員会の委員長等）

第５条　対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（対策委員会の会議）

第６条　対策委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

２　対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、対策委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（秘密の保持）

第７条　対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

（調査委員会の所掌事務）

第９条　調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第２８条第１項の規定により教育委員会が行った調査の結果について、法第３０条第２項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行う。

（調査委員会の組織）

第１０条　調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、第３条第３項の調査を行った対策委員会の委員でないもののうちから、市長が委嘱する委員５人以内をもって組織する。

２　委員の任期は、調査委員会が再調査を終了したときまでとする。

（準用）

第１１条　第５条から第７条までの規定は、調査委員会について準用する。

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか､調査委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第４号

町田市いじめ防止基本方針の改訂について

上記の議案を提出する。

２０１９年４月１０日提出
町田市教育委員会
教育長　坂本　修一

（提案理由説明）
本件は、「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」の改訂や、「いじめ総合対策【第２次】（東京都教育委員会）」の策定を踏まえ、町田市いじめ防止基本方針を改訂するものです。

町田市いじめ防止基本方針（２０１９年４月改訂版）新旧対応表

項　目	旧	新
P.2 ２「いじめ」とは （１）いじめの定義	「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。	「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。（第２条の３）
p.4 ３町田市の取組 【基本方針２】	東京都公立学校スクールカウンセラー 臨床心理士資格を持つスクールカウンセラーにより、様々な問題を抱え、心理状態が不安定な子どもの心の内面のケアを図ります。	東京都公立学校スクールカウンセラー 公認心理師や臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーにより、様々な問題を抱え、心理状態が不安定な子どもの心の内面のケアを図ります。
p.5 ３町田市の取組 【基本方針３】	まちだＪＵＫＵ（教育センター） まちだＪＵＫＵは、専門チームが対象生徒の在籍校の１室を使用して、１週間個別指導を行います。個別指導の内容は、在籍校の校長が当該生徒の状況に応じて作成しますが、学習指導だけではなく、生活指導、カウンセリングなども行います。	削除 ※まちだＪＵＫＵは、現在、いじめ防止に関わる対応としてではなく、不登校生徒に対する個別指導を目的としているため、本方針から削除した。
p.5 ３町田市の取組 【基本方針３】		スクールロイヤー いじめ問題に対して、法的観点から学校に助言を行い、いじめ問題の未然防止、早期対応、早期解決を図ります。
p.6 ３町田市の取組 町田市長の付属機関「町田市いじめ問題調査委員会」	【役割】　いじめによる重大事態の調査について、教育委員会、学校の報告内容を精査し、いじめによる重大事態への対処、再発防止策に必要な措置を講じるため、市長が必要があると認めるときに再調査を行い、その結果を市長に報告する。	【役割】　市長が必要と認めるときに、教育委員会や学校の報告内容を精査し、いじめによる重大事態への対処や再発防止策に必要な措置を講じるための再調査を行い、その結果を市長に報告する。

p.7 ３町田市の取組 いじめ問題対策「防ぐ・気付く・守る」取組の流れ	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会による調査（法第２８条に基づく、教育委員会附属機関による調査）	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会による調査（法第２８条に基づく、第１４条で定められた教育委員会附属機関による調査）
p.8～10 重大事態の対応	図のみ掲載	（１）重大事態とは （２）重大事態発生時の学校及び教育委員会の対処 （３）重大事態の報告を受けた市長の再調査及び措置
p.11 ４学校の取組 （１）いじめを「防ぐ」	①人権教育の充実 ②心の教育の推進 ③体験的な活動・コミュニケーション活動の重視	①道徳教育・人権教育の充実 ②いじめ防止等のための学校体制づくり
p.12～13 （２）いじめに「気付く」	いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めます。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識するとともに、子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させます。 　また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方、関係機関の担当者とも連携して情報を収集し、適切に対応します。	①いじめの認知について いじめの認知に当たっての留意事項 「心のアンケート」について 参考資料の掲載 ≪心のアンケート 　　小学校第４～６学年の例≫
p.14 ○いじめに「気付く」子どものサイン・変化チェックリスト	①いじめられている側のサイン例 ②いじめている側のサイン例	②いじめに「気付く」子どものサイン・変化チェックリスト いじめ発見のチェックシート （いじめ総合対策【第２次】より抜粋）
p.15～16 （３）いじめから「守る」	①早期対応・いじめ発見時 ②関係機関との連携	①組織的な対応 ②「解消」について（解消の目安について記載）

町田市いじめ防止基本方針

（２０１９年４月 改訂版）

１　町田市いじめ防止基本方針･････････････････････････････････････ 1
２　いじめとは･･･ 2
⑴　いじめの定義
⑵　いじめの態様
⑶　子どもの悩み・苦しみを受けとめましょう
３　町田市の取組･･･ 3
４　学校の取組･･･11
⑴　いじめを「防ぐ」
⑵　いじめに「気付く」
⑶　いじめから「守る」
５　家庭・地域の取組･･･17
⑴　いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」保護者・地域住民の姿
⑵　相談窓口の周知

１　町田市いじめ防止基本方針

学校では、次代を担う子どもの豊かな心の醸成を図るために、教育活動全体をとおして、他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心を育んでいます。

これまでにも、いじめを防止するために、学校は様々な努力を重ねてきたところですが、抜本的な解決には至りませんでした。いじめが背景事情とされ、子どもが自ら命を絶つという痛ましい事案が全国各地で発生し、憂慮すべき事態となっております。

いじめに「気付く」ためには、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものという危機感をもたなくてはなりません。いじめから「守る」「防ぐ」ために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

町田市では、「いじめ防止対策推進法」や「東京都いじめ防止対策推進条例」等に基づき、次のとおり、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、これまで以上に学校、教育委員会、さらには家庭や地域も含めた社会全体が一丸となって、いじめ問題への取組を推進します。

基本方針	町田市の取組・関係機関等
１　いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」ために、学校・家庭・地域が一丸となります。	○小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育） ○職場体験 ○学校支援地域理事・スクールボード校 ○保護者会・PTA・学校便り ○登下校時の見守り ○学校評価 ○広報「まちだの教育」 ○道徳授業地区公開講座
２　いじめに「気付く」早期発見と適切な対応を促進します。	○教員研修 ○心のアンケート ○教育相談（教育センター） ○スクールソーシャルワーカー（教育センター・指導課） ○東京都公立学校スクールカウンセラー
３　学校と教育委員会の連携を強化します。	○いじめ１１０番（指導課） ○いじめ対応サポートチーム（指導課） ○スクールロイヤー
４　学校と関係機関の連携を促進します。	○学校サポートチーム ○町田警察署 ○南大沢警察署 ○八王子少年センター ○八王子児童相談所 ○民生・児童委員、主任児童委員 ○保護司

２　「いじめ」とは

(1) いじめの定義〈「いじめ防止対策推進法」第１章（総則）第２条（定義）〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。（第２条の３）

(2) いじめの態様

いじめの態様とは、心理的・物理的な攻撃のことです。（●心理的　■物理的）

- ● 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ● 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ● 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ● パソコン、携帯電話、携帯ゲーム機等で、掲示板への書込みによる誹謗中傷、個人情報の勝手な掲載、虚偽内容の掲載、なりすまし、チェーンメール、悪質な画像・動画投稿等の嫌なことをされる。
- ■ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ■ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ■ 金品をたかられる。
- ■ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる心配があると判断した事例全てに対して、適切に対応することです。

(3) 子どもの悩み・苦しみを受けとめましょう

【悩む・苦しむ子どもの姿】

- ●いじめられる子どもの「人に知られたくない」「みんなに心配をかけたくない」という思いから、問題が見えにくくなっていることがあります。
- ●いじめの事実を大人に告げることによって、さらに自分へのいじめがエスカレートすると恐れている子どもがいます。
- ●悩み、苦しみながら、誰にも相談できず、一人で問題を抱え込む子どもがいます。

【悩む・苦しむ子どもへの支援】

- ○子どもが、いつでも気軽に相談できたり、大人と話をしたり、大人と一緒に活動したりする場を工夫しましょう。
- ○いじめられている子どもには、最後まで守り通すことを約束するとともに、「あなたは悪くない」と伝え、自尊感情を失わせないようにしましょう。
- ○いじめられていることを一人で悩み、苦しみ続けるのではなく、必ず誰かに相談するよう、積極的に呼びかけましょう。
- ○大人は、日頃から、子どものサインに気付き、子どもの悩み・苦しみを受けとめるようにしましょう。

３　町田市の取組

【基本方針１】　いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」ために、学校・家庭・地域が一丸となります。

いじめを「防ぐ」ためには、日頃から、他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心、子どもの豊かな人間性を育むことが必要です。社会全体で子どもを「守る」ため、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制づくり等をさらに推進します。

また、家庭との連携を密に図るため、学校の取組や教育委員会の取組等について、普及啓発を行います。

小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）	規範教育と道徳教育の関連を明確にし、「いじめ・いやがらせ、命の大切さ」（人権教育）、「挨拶、言葉遣い」（人間関係）、「ルール・マナー」（法教育）に関わる内容について、９年間を見通して全学年で指導を行っています。
職場体験	「地域で支えよう町田っ子の未来探し」をキャッチフレーズとして、地域・学校・行政が一体となり、市全体で、中学校２年生の５日間の職場体験を行っています。子どもは自分のよさや可能性、「自分の生き方」を見付け、人と関わりながらたくましく生きる力を身に付けます。
学校支援地域理事 スクールボード校	小・中学校全校に学校支援地域理事を配置し、スクールボード校と称しています。各学校では、地域と協働して様々な教育活動を発展させています。
保護者会 PTA 学校便り	学校の取組姿勢を理解されることが、早期の情報収集につながります。学校は、保護者会や学校便りを活用し、日頃から学校いじめ基本方針等を説明します。PTA の役員等が被害・加害の子どもの保護者に働き掛けることが効果的な場合があるため、各学校で連携・協力関係の構築を図ります。
登下校時の見守り	被害の子どものみならず、周囲の子どもも、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の方による登下校時の見守りを行います。
学校評価	いじめの問題に対する学校の取組について、市立小・中学校全校の学校評価において、共通の評価項目を設定します。各学校では、点検・評価を行い、取組の改善・充実を図っていきます。
広報「まちだの教育」	いじめの問題に対する学校の取組や教育委員会の取組等を保護者・市民に広報し、普及啓発を図ります。
道徳授業地区公開講座	子どもの豊かな心を育てるために、道徳の授業公開や意見交換会を通して、家庭・学校・地域が一体となった道徳教育を推進しています。

【基本方針２】　いじめに「気付く」早期発見と適切な対応を促進します。

学校・教育委員会・家庭・地域が、いじめの問題にしっかりと向き合い対応することが必要です。大人の言動や態度が子どもを傷付けたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう大人自身が人権意識を高く保つことが必要です。

そこで、教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」や「東京都いじめ防止対策推進条例」等の趣旨を改めて周知徹底するとともに、教員研修等を通して、より一層理解を深めていきます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした幅広い人材を活用し、子どもが悩みを相談できる体制の充実や解決に向け調整・支援する取組の推進を図ります。

教員研修	いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質・能力の向上を図ります。
心のアンケート	全ての小・中学生を対象に毎月１回、実施時期によって内容の異なるいじめの実態調査を実施しています。いじめやいじめの疑いがある事例及びいじめに発展する心配がある事例等について、情報を的確に把握し迅速に対応します。また、教員の子ども理解を深め、日常の指導に生かします。
教育相談 （教育センター）	市内の子どもの様々な教育上の問題について、本人、保護者、学校・保育園・幼稚園関係者の相談に応じます。
スクールソーシャルワーカー （教育センター・指導課）	社会福祉の専門的知識・技術を活用して、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけて調整し、様々な関係機関とともに問題の解決を目指します。
東京都公立学校 スクールカウンセラー	公認心理師や臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーにより、様々な問題を抱え、心理状態が不安定な子どもの心の内面のケアを図ります。

【基本方針３】　学校と教育委員会の連携を強化します。

いじめから子どもを「守る」ために、市として、学校の主体的な取組を支援し、積極的に役割を果たすよう、教育委員会の体制を充実します。

特に、重大な事案については、的確かつ迅速に対応するため、学校と教育委員会が適切に連携・協力できるよう、教育委員会の取組の普及を行います。

いじめ１１０番	小・中学校のいじめに関する相談を受け付けています。必要に応じて、いじめ対応サポートチームやスクールソーシャルワーカーを当該の学校へ派遣しています。
いじめ対応サポートチーム	指導主事・スクールソーシャルワーカー・校長経験者・臨床心理士で構成しています。いじめ問題に学校とともに取り組み、子ども・保護者への支援を行います。
スクールロイヤー	いじめ問題に対して、法的観点から学校に助言を行い、いじめ問題の未然防止、早期対応、早期解決を図ります。

【基本方針４】　学校と関係機関の連携を促進します。

いじめは犯罪行為に当たる場合があります。警察との連携を強化するとともに、関係機関と協力した取組を促進します。

学校サポートチーム （警察署・少年センター、主任児童委員、民生・児童委員、保護司、地域関係者、児童相談所、子ども家庭支援センター等）	学校だけでは解決できない困難事例の対応のため、学校と関係機関等が一体となった行動連携を図り、諸問題に対し、各機関の専門性を生かした多様な指導や支援を組織的に行います。
町田警察署 南大沢警察署 八王子少年センター 八王子児童相談所	子どもの生命または身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報することが必要です。また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、警察へ早期に相談し、連携を図ることが重要です。さらに、いじめの解決に向け、児童相談所との連携についても積極的な検討が必要です。
民生・児童委員 主任児童委員 保護司	いじめや生活指導上の諸問題は、学校の内外を問わず発生します。地域で見守ってくださる方々とは、地域における子どもの様子について日常の情報連携に努め、問題解決に当たって行動連携を推進します。

町田市教育委員会の附属機関「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会」

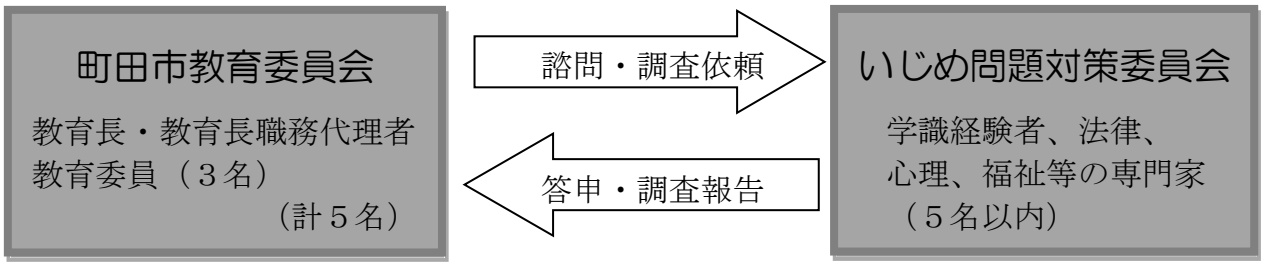

【役割】①いじめの防止等の対策の問題点・改善策について、専門的な立場から意見を述べる。
②いじめによる重大事態発生時には調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

【構成】　学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（５人以内）

【任期】　２年間

町田市長の附属機関「町田市いじめ問題調査委員会」

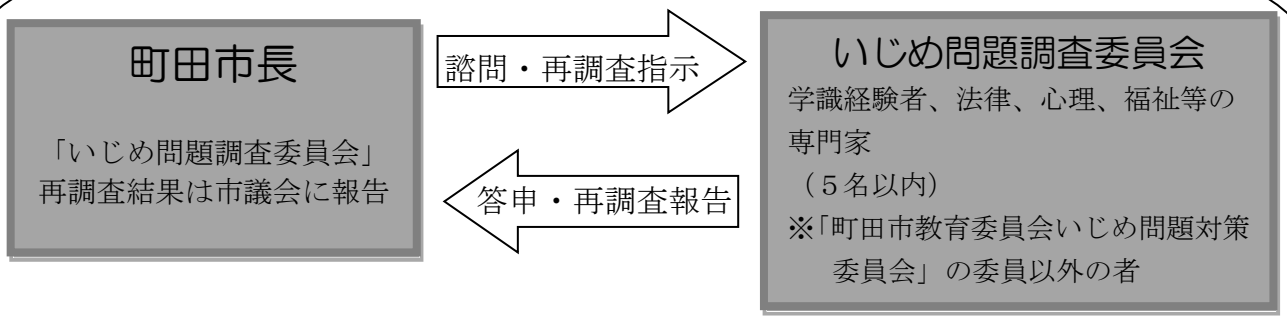

【役割】　市長が必要と認めるときに、教育委員会や学校の報告内容を精査し、いじめによる重大事態への対処や再発防止策に必要な措置を講じるための再調査を行い、その結果を市長に報告する。

【構成】　学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（５人以内）で「いじめ問題対応チーム」の委員以外の者

【任期】　市長が委嘱したときから、調査委員会が再調査を終了したときまで。

いじめ問題対策「防ぐ・気付く・守る」取組の流れ

いじめを「防ぐ」 （未然防止）	□教員の指導と学校の組織的な対応 学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対応チーム □「町田市いじめ防止基本方針」 町田市教育委員会いじめ問題対応チーム
いじめに「気付く」 （早期発見）	□「心のアンケート」の毎月実施 □学校いじめ対応チームによる情報共有 □スクールカウンセラーの活用 □保護者・地域住民との連携
いじめから「守る」 （早期対応）	□学校いじめ対応チームを核とした対応 □被害の子どものケア、加害の子どもに対する観察・指導、いじめを伝えた子どもの安全確保 □スクールカウンセラーの活用 □教育委員会・関係諸機関との連携 スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーの活用 □保護者・地域住民との連携
重大事態への対処	□被害の子どもの保護・ケア スクールカウンセラー □加害の子どもへの働きかけ □教育委員会・関係諸機関との連携 いじめ対応サポートチーム、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー □保護者・地域住民との連携
いじめ防止対策推進法に基づく対応	□町田市教育委員会いじめ問題対策委員会による調査 （法第２８条に基づく、第１４条で定められた教育委員会附属機関による調査） □町田市いじめ問題調査委員会による再調査 （法第３０条に基づく、市長附属機関による再調査）

重大事態の対応

（１）重大事態とは

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

○「いじめにより」とは、いじめ防止対策推進法に規定する子どもの状況に至る要因が当該の子どもに対して行われるいじめがあることを意味します。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。例えば、

・子どもが自殺を企図した場合
・身体に重大な障がいを負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　　などのケースが想定されます。

○「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とします。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合など、日数だけでなく、いじめの状況及び被害子どもの状況から、個々のケースを十分把握したうえで柔軟に判断します。

子ども又は保護者から、「いじめにより重大事態に至った」という申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査などにあたります。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

（２）重大事態発生時の学校及び教育委員会の対処

① 重大事態の報告

学校は、速やかに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、市長に報告します。

② 調査主体の決定

いじめ事案に係る調査は、基本的には学校が行うものですが、重大事態の調査については、対象事案に応じて教育委員会の判断により、教育委員会が主体となって行う場合があります。

ア　学校が主体となって調査を行う場合（学校調査）

学校に設置している「学校いじめ対応チーム」を母体として、学校職員以外の委員を加えるなどして、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織を設置して調査を行います。

イ　教育委員会が主体となって調査を行う場合（詳細調査）

従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた子ども又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合には、教育委員会が主体となって調査を実施します。

③　調査結果の報告等

学校及び教育委員会は、調査を行う機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。いじめを受けた子ども及びその保護者に対する調査結果の提供は、学校と教育委員会が連携し、適切に行います。また、適時・適切な方法で経過報告も行います。調査で得た情報や資料については、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分注意します。

教育委員会は調査結果を市長に報告します。また、いじめにより重大事態に至ったと申し立てた子ども及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係その他の必要な情報を提供します。

（３）重大事態の報告を受けた市長の再調査及び措置

①　再調査

市長は、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、調査が十分に尽くされていない等、必要があると認めるときは、再調査を実施できます。

いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

②　再調査を行う機関

再調査を実施する機関については、付属機関を設ける等、市長の判断で行います。

③　再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事等の派遣及び外部専門家との連携強化推進等の支援を行います。

再調査を行った場合は、市長はその結果を議会に報告します。

町田市立小・中学校におけるいじめによる重大事態発生時の対応

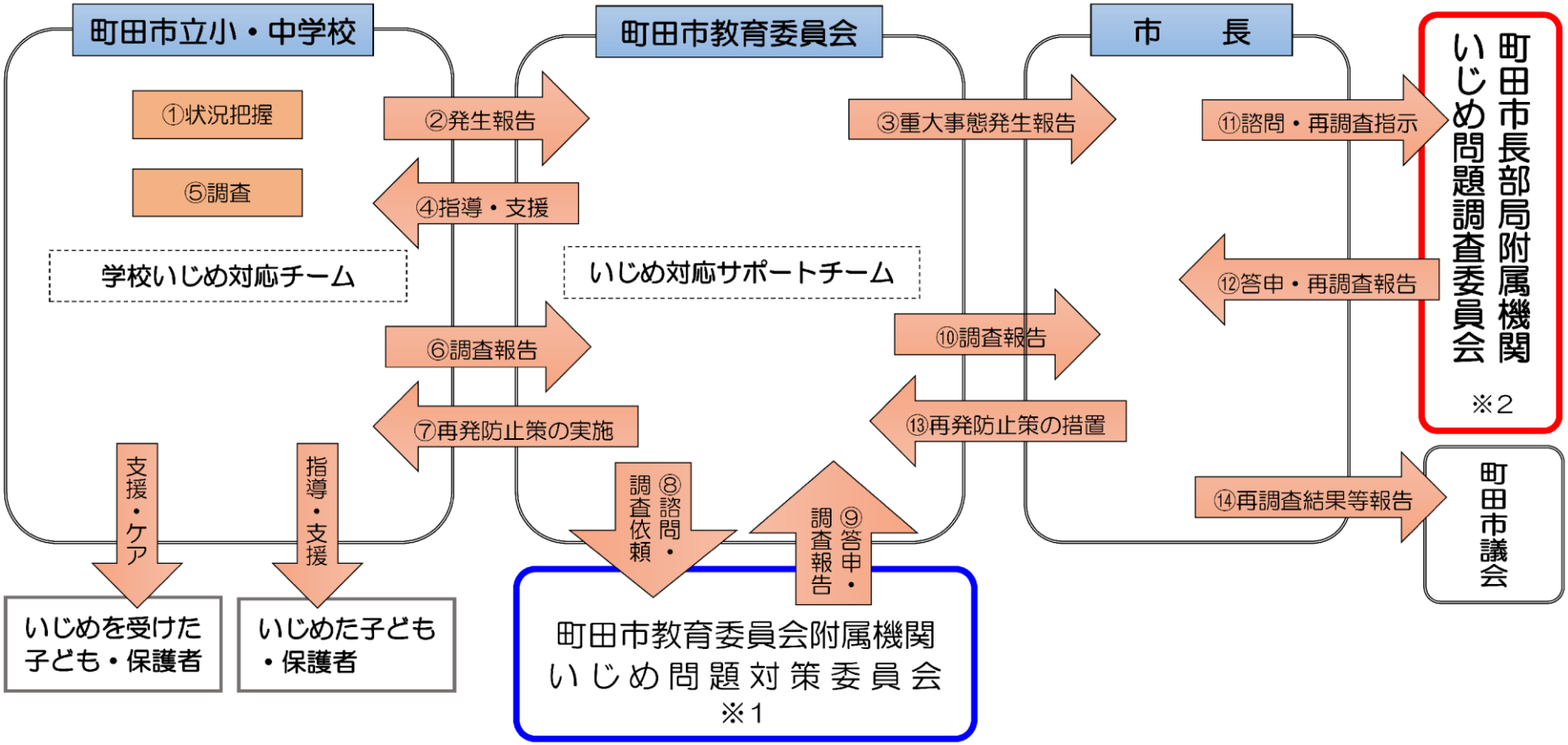

※1
【役割】いじめの防止等の対策の問題点・改善策について、専門的な立場から意見を述べる。いじめによる重大事態発生時には調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
【構成】学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（５人以内）
【任期】２年間

※2
【役割】いじめによる重大事態の調査について、教育委員会、学校の報告内容を精査し、いじめによる重大事態への対処、再発防止策に必要な措置を講じるため、市長が必要があると認めるときに再調査を行い、その結果を市長に報告する。
【構成】学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（５人以内）で「いじめ問題対策委員会」の委員以外の者
【任期】市長が委嘱したときから、調査委員会が再調査を終了した時まで。

４　学校の取組

「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止基本方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」「いじめ総合対策【第２次】」及び「町田市いじめ防止基本方針」に基づき、町田市立小・中学校では、次のことを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとします。

(1) いじめを「防ぐ」（未然防止）

①道徳教育・人権教育の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実により、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。特に、発達障がいを含む障がいがある子ども、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る子ども、災害等により被災した子ども等、人権上の配慮が必要な子どもについては、日常的に保護者と連携しながら、他の子どもに対して適切な指導を行います。また、「ＳＮＳ学校ルール」について指導を行い、インターネットや携帯電話を利用したいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが大切です。

指導に当たっては、子どもたちがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行います。

また、上記の趣旨を踏まえ、全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間３回以上実施します。

【参考】

○「特別の教科 道徳」指導の手引（２０１８年４月・町田市「特別の教科 道徳」規範教育委員会）
○ＳＮＳ東京ノート１～４（平成３０年３月・東京都教育委員会）
○いじめ総合対策【第２次】下巻〔実践プログラム編〕（平成２９年２月・東京都教育委員会）
○いじめ問題に対応できる力を育てるために（平成２６年２月・東京都教育委員会）
○いじめ防止教材「ＳＴＯＰ！いじめ　あなたは大丈夫？」（平成２５年３月・東京都教育委員会）
○人権教育プログラム（東京都教育委員会）

②いじめ防止等のための学校体制づくり

学校においては、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対応チーム」を置くとともに、学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間計画を定め、全教職員及び保護者等に周知します。年度末及び年度当初に、全教職員による校内研修等を実施し、ふれあい月間「学校シート」や学校関係者評価等を活用して、自校のいじめ防止等の対策の課題について考え、基本方針の改訂点を理解するとともに、その実現に向けた自身の具体的な取組について考えます。また、全ての所属職員が「学校いじめ防止基本方針」の内容や「いじめ」の定義等を十分に理解し適切に対応できるようにするため、年度末と年度当初を含め、年間３回以上の校内研修を実施します。

【参考】

○いじめ問題に対応できる力を育てるために（平成２６年２月・東京都教育委員会）
○いじめ防止教材「ＳＴＯＰ！いじめ　あなたは大丈夫？」（平成２５年３月・東京都教育委員会）
○いじめ防止教材「ＳＴＯＰ！いじめⅡ　見つめよう考えよう」（平成２７年３月・東京都教育委員会）

(2) いじめに「気付く」（早期発見）

①いじめの認知について

いじめは全ての子どもに関係する問題であり、どの子どもにも生じ得るということを十分に認識することが必要です。いじめの問題に適切に対応するために、初期段階のいじめから積極的に認知し、その解消に向けた取組を行うことが求められます。

いじめの認知に当たっては、一人一人の子どもたちの状況から「この子は苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断します。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を確認し、子どもの感じる苦痛に着目して、いじめに該当するかを判断しなければなりません。いじめの正確な認知をさらに推進するために、いじめの定義及びいじめの認知に関する考え方について確認しておく必要があります。

〇法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。

〇初期段階のいじめは、子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

（「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」平成２８年３月１８日付・文部科学省）

いじめの認知に当たっての留意事項

〇直接、いじめという表現が用いられていなくとも、「心のアンケート」で子どもから何らかの訴えがあった場合、子どもが嫌な思いや苦痛等を感じている恐れがあるため、いじめとして認知する必要があります。

〇初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことにはならない）についても継続して観察します。

〇対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ慎重に確認します。

〇いじめを受けた旨の申し出があった際は、疑いの段階から重く受け止め、いじめの定義に従い適切に対応します。

「心のアンケート」について

町田市では、いじめやいじめの疑いがある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、各学校において月に一回、子どもを対象に「心のアンケート」を実施しています。「いじめ総合対策【第２次】上巻（平成２９年２月・東京都教育委員会）」３４ページの「重大性の段階に応じたいじめの類型」を踏まえ、被害の子どもが「心身の苦痛を感じている」かどうかに鑑み、個別に判断することが大切です。

≪心のアンケート　小学校第４～６学年の例≫

心のアンケート（小学校第４～６学年）

年　　組　　氏名（　　）

あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい１ヶ月以内のできごとについて回答してください。

１　あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。（下の表の番号に○をつけましょう）

４（楽しい）　３（少し楽しい）　２（あまり楽しくない）　１（まったく楽しくない）

２　あなたは、クラスやグループのみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。（下の表の番号に○をつけましょう）

４（楽しい）　３（少し楽しい）　２（あまり楽しくない）　１（まったく楽しくない）

３　あなたは、今、だれかからいやなこと（自分のものにいたずらされる、いやなことを無理にやらされる、仲間はずれにされる、たたかれたりけられたりするなど）をされて、つらい思いをしていますか。

（　　）はい　　（　　）いいえ

４　あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。

（　　）知っています・聞いたことがあります

（　　）知りません・聞いたことはありません

５　その他、あなたが、今、困ったり悩んだりしていることがありますか。

（　　）あります　⇒友達関係・学習・クラブ・委員会・家族

その他（　　）

（　　）ありません

６　あなたの周りの人のことで、なにか心配なことがありますか。

（　　）あります　⇒クラス・同学年・他学年・家族

その他（　　）

（　　）ありません

７　あなたや他の人が、周りの人に助けてもらったり、相談に乗ってもらったりしたことなど、心に残っていることがあったら書いてください。

〔　　〕

心のアンケート（小学校第４～６学年）７月・１２月・３月

年　　組　　氏名（　　）

あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい１ヶ月以内のできごとについて回答してください。

１　あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。（下の表の番号に○をつけましょう）

４（楽しい）　３（少し楽しい）　２（あまり楽しくない）　１（まったく楽しくない）

２　あなたは、クラスやグループのみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。（下の表の番号に○をつけましょう）

４（楽しい）　３（少し楽しい）　２（あまり楽しくない）　１（まったく楽しくない）

３　あなたは、今、だれかからいやなこと（自分のものにいたずらされる、いやなことを無理にやらされる、仲間はずれにされる、たたかれたりけられたりするなど）をされて、つらい思いをしていますか。

（　　）はい　　（　　）いいえ

４　あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。

（　　）知っています・聞いたことがあります

（　　）知りません・聞いたことはありません

５　その他、あなたが、今、困ったり悩んだりしていることがありますか。

（　　）あります　⇒友達関係・学習・クラブ・委員会・家族・その他（　　）

（　　）ありません

６　あなたは、長期休業に向けて、なにか不安なこと・心配なこと・相談したいことがありますか。

（　　）あります　⇒友達関係・勉強・家族・その他（　　）

（　　）ありません

７　あなたの周りの人のことで、なにか心配なことがありますか。

（　　）あります　⇒クラス・同学年・他学年・家族・その他（　　）

（　　）ありません

８　あなたや他の人が、周りの人に助けてもらったり、相談に乗ってもらったりしたことなど、心に残っていることがあったら書いてください。

〔　　〕

心のアンケート（小学校第４～６学年）９月・１月

年　　組　　氏名（　　）

あなたの最近の出来事についてたずねます。場所は、学校内外のどこでもかまいません。だいたい１ヶ月以内のできごとについて回答してください。

１　あなたは、毎日楽しく過ごしていますか。（下の表の番号に○をつけましょう）

４（楽しい）　３（少し楽しい）　２（あまり楽しくない）　１（まったく楽しくない）

２　あなたは、クラスやグループのみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。（下の表の番号に○をつけましょう）

４（楽しい）　３（少し楽しい）　２（あまり楽しくない）　１（まったく楽しくない）

３　長期休業中に、何か嫌な思いをしたり、嫌なことをされたりすることはありましたか。

（　　）ありました　　（　　）ありません

４　新しい学期を迎えて、何か不安なこと・心配なこと・相談したいことがありますか。

（　　）あります　⇒友達関係・学習・クラブ・委員会・家族・その他（　　）

（　　）ありません

５　あなたは、今、だれかからいやなこと（自分のものにいたずらされる、いやなことを無理にやらされる、仲間はずれにされる、たたかれたりけられたりするなど）をされて、つらい思いをしていますか。

（　　）はい　　（　　）いいえ

６　あなたは、今、いじめられている、または、いじめられているかもしれないという人を知っていますか。または、そのような人がいるということを聞いたことがありますか。

（　　）知っています・聞いたことがあります

（　　）知りません・聞いたことはありません

７　あなたの周りの人のことで、なにか心配なことがありますか。

（　　）あります　⇒クラス・同学年・他学年・家族・その他（　　）

（　　）ありません

８　あなたや他の人が、周りの人に助けてもらったり、相談に乗ってもらったりしたことなど、心に残っていることがあったら書いてください。

〔　　〕

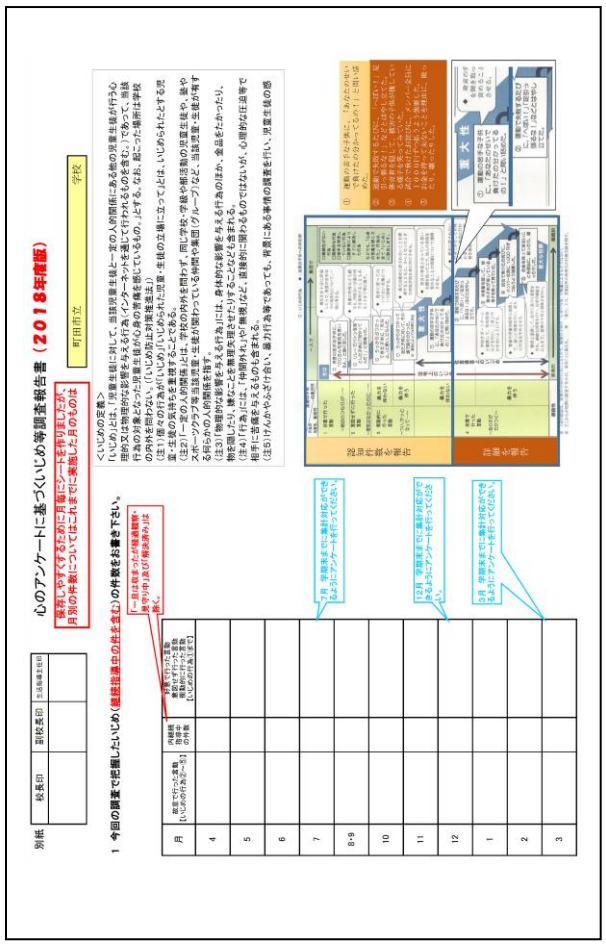

②いじめに「気付く」子どものサイン・変化チェックリスト

いじめの早期発見・早期対応のためには、子どもが発するサインや変化を見逃さないようにしましょう。

また、特別な支援を要する子どもについては、本人が自覚しない中、からかいや冷やかしの対象になったり、好ましくない行動をさせられたりすることがあります。

なお、サインの内容や表れ方は、それぞれによって異なることを十分に認識し、理解することが大切です。

≪いじめ発見のチェックシート≫

1　表情・態度

- ☐ 笑顔がなく、沈んでいる。
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。
- ☐ 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。
- ☐ 感情の起伏が激しい。
- ☐ ぼんやりとしていることが多い。
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる。
- ☐ 周りの様子を気にし、おどおどとしている。
- ☐ いつも一人ぼっちである。

2　身体・服装

- ☐ 身体に原因が不明の傷などがある。
- ☐ 顔色が悪く、活気がない。
- ☐ 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ☐ シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- ☐ けがの原因を聞いても曖昧に答える。
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。
- ☐ ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- ☐ 服に靴の跡が付いている。

3　持ち物・金銭

- ☐ 鞄や筆箱等が隠される。
- ☐ 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。
- ☐ 鞄や靴が隠されたり、いたずらされたりする。
- ☐ ノートや教科書に落書きがある。
- ☐ 作品や掲示物にいたずらされる。
- ☐ 必要以上のお金を持っている。

4　言葉・言動

- ☐ 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。
- ☐ 一人でいたり、泣いていたりする。
- ☐ 忘れ物が急に多くなる。
- ☐ すぐに保健室に行きたがる。
- ☐ 休み時間に校庭に出たがらない。
- ☐ 他の子供から言葉掛けをされない。
- ☐ 教室に遅れて入ってくる。
- ☐ いつも人の嫌がる仕事をしている。
- ☐ 職員室や保健室の前でうろうろしている。
- ☐ 家から金品を持ち出す。
- ☐ 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・ＳＮＳ等の着信をチェックしたりしている。

5　遊び・友人関係

- ☐ 遊びの中に入っていない。
- ☐ 友達から不快に思う呼び方をされる。
- ☐ 特定のグループと常に行動を共にしている。
- ☐ 笑われたり冷やかされたりする。
- ☐ グループでの作業の仲間に入っていない。
- ☐ よくけんかをする。
- ☐ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
- ☐ 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- ☐ 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。

6　教職員との関係

- ☐ 教職員と目線を合わせない。
- ☐ 教職員と関わろうとせず、避ける。
- ☐ 教職員との会話を避ける。

「いじめ総合対策【第２次】上巻（平成２９年２月・東京都教育委員会）」８９ページ

(3) いじめから「守る」（早期対応）

①組織的な対応

いじめ問題への対応は、個々の教職員によるものではなく、組織として一貫した対応を行う必要があります。いじめを認知した時や、いじめに係る情報があった時は、「学校いじめ対応チーム」として緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係する子どもに対する聞き取り調査等により事実関係の把握を行います。また、被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制・方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行います。学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、児童相談所等の関係機関との連携を図ります。

いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対応チーム」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で管理することが大切です。

「学校いじめ対応チーム」構成員例

○校長　○副校長　○主幹教諭　○生活指導主任　○教育相談担当

○養護教諭　○スクールカウンセラー　○当該学年主任　○当該学級担任

※いじめの状況や校内体制等により、必要に応じて構成員を追加・変更します。

≪いじめ対応の具体的な取組例（初期対応の流れ）≫

初期対応の流れ	学校の取組
1　いじめの発見・認知	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴えへの傾聴 ○「心のアンケート」、教育相談からの情報収集 ○外部からの情報収集
2　報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何を」「どのように」	○認知者による「学校いじめ対応チーム」への報告
3　事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明	○いじめの態様の把握（教育委員会へ第一報） ○当該の子ども、関係者からの聞き取り （話しやすい人や場所等の配慮、複数の教職員での聞き取り、情報提供者の秘密厳守） ○関係保護者への連絡・説明
4　情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○「学校いじめ対応チーム」での情報共有、指導・支援方針の共通理解、役割分担 ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携

５　子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）への対応 徹底して味方になる。表面で判断せず、支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）への対応 いじめの背景を理解し、行為については毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）への対応 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
６　関係機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会への経過報告 ○関係機関との連携 ○被害者等への心のケア、継続観察及び状況確認 ○保護者会の開催、当該学級・学年の保護者への説明方法の検討（必要に応じて） ○対応経過等の記録・情報の整理

②「解消」について

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」「謝罪が済んだ」「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」などの表面的な状況から安易に解消とすることがないよう、当該の子どもの様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続することが大切です。

いじめが解消されたかどうかは、少なくとも以下の２つの要件が満たされていることを含め、「学校いじめ対応チーム」が子どもの状況等を総合的に検討した上で、校長が判断します。

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、**少なくとも３か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対応チームの判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「いじめ防止等の基本的な方針（平成２５年１０月文部科学大臣決定）」

また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害の子どもや加害の子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

５　家庭・地域の取組

(1) いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」保護者・地域住民の姿

いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組む必要があります。

○　学校・家庭・地域は、法や「学校いじめ防止基本方針」等を理解し、いじめ問題根絶に向けた連携を推進する。

○　学校・家庭・地域は、子どもが安心して相談しやすい温かい雰囲気をもち、日頃から子どもの内面理解を深める。

○　学校・家庭・地域は、登下校時の見守りなどを通して、いじめの訴えがあった子どものみならず、周囲の子どもも、多くの大人に見守られていることを実感できるようにする。

○　学校・家庭・地域は、保護者会や地域の会合等で、いじめの未然防止やいじめに気付いた時の対応について情報共有する（１４ページ「いじめ発見のチェックシート」参照）。

○　保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、家庭での話合い等をとおして、規範意識を養うための指導を行うとともに、子どもをいじめから守る。

○　保護者は、携帯電話やスマートフォン、ゲームを与えるときは、子どもと話し合いながら「ＳＮＳ家庭ルール」を作成し、目的や約束を確認する。

○　PTA 役員等が被害・加害の子どもの保護者に働き掛けることが効果的な場合があるため、学校と PTA 等の連携・協力関係をつくる。

(2) 相談窓口の周知

日頃から、いじめなどの悩みを受け付ける相談機関について、積極的に情報共有することが重要です。

いじめ問題の相談については、学校以外にも、各関係機関が受け付けています。

どこがいいのか迷って連絡しても、どの窓口も悩みや情報を受けとめます。

また、相談内容に応じて、適切な機関につないでもらえます。

主な相談窓口・専門機関等	電話番号等
東京都いじめ相談ホットライン（東京都教育相談センター）	０１２０－５３－８２８８
２４時間子供ＳＯＳダイヤル（全国統一ダイヤル）	０１２０－０－７８３１０
よいこに電話相談（東京都児童相談センター）	０３－３３６６－４１５２
話してみなよ　東京子供ネット	０１２０－８７４－３７４
ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年相談室）	０３－３５８０－４９７０
町田市教育センター	０４２－７９２－６５４６
いじめ１１０番（町田市教育委員会指導課）	０４２－７２４－２８６７
考えよう！いじめ・ＳＮＳ@TOKYO	http://ijime.metro.tokyo.jp/
こたエール	０１２０－１－７８３０２
こころの電話相談室（東京都立小児総合医療センター）	０４２－３１２－８１１９
こころの電話相談（東京都立多摩総合精神保健福祉センター）	０４２－３７１－５５６０
町田警察署生活安全課少年係	０４２－７２２－０１１０
南大沢警察署生活安全課少年係	０４２－６５３－０１１０

議案第５号

町田市立中学校における部活動の方針について

上記の議案を提出する。

２０１９年４月１０日提出
町田市教育委員会
教育長　坂本　修一

（提案理由説明）
本件は、部活動の在り方に関する国のガイドライン及び東京都の方針に基づき、本市においても部活動の方針を策定し、部活動を通して生徒の健全育成とともに教員の働き方改革の推進を図るものです。

町田市立中学校における部活動の方針

２０１９年４月

町田市教育委員会

本方針策定の趣旨等

○　本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい学校部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

> ○　知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、
> ・　運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
> ・　文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
> ○　生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
> ○　学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

○　町田市教育委員会は、本方針に基づく学校の部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。

１　適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定等

ア　校長は、「町田市立学校の管理運営に関する規則第１３条の７」及び町田教育委員会の「町田市立中学校における部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会、コンクール参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ　校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ　町田市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、生徒や教師の数、部活動指導員[注1]の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。その際、生徒、保護者・地域に対して、充分な理解を促す。

イ　校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ　町田市教育委員会は、「町田市部活動指導員の手引き」に則り、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修[注2]を行う。

オ　町田市教育委員会は、学校の管理職及び部活動顧問を対象とする、部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修や、指導に係る知識の向上を図るための研修等の取組を行う。

カ　町田市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成２９年１２月２６日　文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間等に係る取組の徹底について（平成３０年２月９日付け２９文科初第１４３７号）」[注3]を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

注１　部活動指導員は、学校教育法施行規則第７８条の２に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

注２　「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成２９年３月１４日付け２８ス庁第７０４号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

注３　当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤４項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

２　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（１）適切な指導の実施

ア　校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。町田市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ　運動部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

　文化部活動の指導者は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

　また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア　部活動の指導者は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体[注4]及び関係団体等が作成した指導手引を活用して２（１）に基づく指導を行う。

３　適切な休養日等の設定

ア　部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の運動、食事、休養及び睡眠等の生活バランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究[注5]も踏まえ、以下を基準とする。

【休 養 日】

１　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、週休日は少なくとも１日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）

２　長期休業中の休養日の設定についても、「１」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

３　町田市教育委員会が定めた学校閉庁日においては、公式の大会への参加等を除いて休養日とする。なお、この期間に大会等に参加した場合（大会期間の練習日も含む）は、大会終了後同日分の休養日を設ける。

【活動時間】

１　１日の活動時間は、長くとも学期中の平日では２時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ　校長は、１（１）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、町田市教育委員会が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ　休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、町田市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

注４　スポーツ競技の国内統括団体

注５　「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（平成２９年１２月１８日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも１週間に１～２日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、１６時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

４　生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（１）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア　校長は、生徒の１週間の総運動時間が男女とも二極化の状況にあり、特に市内中学生女子の保健体育の授業を除く１週間の総運動時間が６０分未満である中学校２年生女子の割合は２０．８％で、このうち、０分の割合は１３．１％であること[注6]、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である[注7]中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を、人員や場所など学校の状況を踏まえて検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ　校長は、学校部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を、人員や場所など学校の状況を踏まえて検討する。

具体的な例としては、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化などに親しむ動機付けになるものが考えられる。

ウ　町田市教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組も配慮する。

（２）地域との連携等

ア　町田市教育委員会及び校長は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域スポーツクラブや各種団体、自治会などの関係団体との連携について検討、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における活動環境の整備を進める。

イ　町田市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

５　学校単位で参加する大会等の見直し

【大会数の上限の目安】
１　月に１大会程度、年間で１２回程度を上限の目安とする。

ア　校長は、町田市教育委員会が定める上記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

注６　スポーツ庁「平成２９年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成３０年２月公表）では、保健体育の授業を除く１週間の総運動時間が６０分未満である中学校２年生女子の割合は１９．４％で、このうち、０分の割合は１３．６％であった。

注７　スポーツ庁「平成２９年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成３０年２月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校２年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子４２．９％・女子５９．１％）」、「友達と楽しめる（男子４２．７％・女子６０．４％）」、「自分のペースで行うことができる（男子４４．４％・女子５３．８％）」が上位であった。

報告事項―１
（教育総務課）

町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正について

１　改正理由

非常勤嘱託員の勤務評価を実施することに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

２　改正内容

（１）勤務評価に関する規定を加えます。（改正後の第７関係）

（２）その他文言の整理を行います。

３　施行期日

２０１９年４月１日から適用します。

４　補足説明

２０２０年度の会計年度任用職員制度の施行に伴い、２０１９年度に非常勤嘱託員として勤務していた職員については、その勤務に対する評価に基づいて会計年度任用職員として任用できるよう、勤務評価を実施するものです。

改正後

町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱

第１　目的

この要綱は、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）の任用、勤務条件等に関し、法令その他別に定めがあるものを除くほか必要な事項を定めることにより、その人事管理等の適正な運営を図ることを目的とする。

第２　身分

嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に定める非常勤の特別職の職員とする。

第３　職及び任用数

１　嘱託員の職は、次に掲げる業務のうちから町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める。

（１）　特定の学識、経験、技術等が必要な業務

（２）　比較的軽易な事務又は労務作業等を行う業務

２　嘱託員の任用数は、教育長が別に定める。

第４　任用

１　嘱託員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、選考の上、教育委員会が任命する。

（１）　任用に係る職の職務遂行に必要な知識及び技能を有していること。

（２）　健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

２　嘱託員の任用に際しては、公募等により、広く人材を求めるものとする。ただし、職務の性質上これにより難いと教育長が認めるときは、この限りでない。

第５　任用期間

１　嘱託員の任用期間は、１年以内とする。

２　教育委員会は、次に掲げる要件を満たす嘱託員について、その任用期間を４回を限度に更新することができる。

（１）　任用期間内の勤務成績が良好であること。

（２）　教育長が別に定める更新基準の要件に該当しないこと。

３　前項の規定にかかわらず、嘱託員の職務の性質により、教育委員会が特に必要と認めるときは、同項の規定による更新回数を超えて任用することができる。

４　年度途中において任用した場合の任用期間は、当該年度の４月１日に任用したものとして算定する。

第６　解職

１　嘱託員が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、その職を解くことができる。

（１）　嘱託員が退職を願い出たとき。

（２）　勤務成績が良くないとき。

（３）　心身の故障のため、職務遂行に支障があるとき。

（４）　前２号に掲げるもののほか、その職に必要な能力又は適格性を欠くとき。

２　前項第２号から第４号までに該当するときの解職は、嘱託員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養する期間は行うことができない。

第７　勤務評価

１　教育長は、嘱託員の執務について定期的に評価を行うものとする。ただし、教育長が評価を行う必要がないと認める者については、この限りでない。

２　前項の評価の基準、方法その他必要な事項は、教育長が別に定める。

第８　服務

１　嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

２　嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

３　嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は嘱託員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

４　嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

５　嘱託員が、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することに関する取扱いについては、教育長が別に定める。

第９　勤務条件

１　勤務時間、休暇、休業、報酬その他の勤務条件は、市長が任用する非常勤嘱託員の例による。

２　教育長は、嘱託員の正規の勤務時間が６時間を超え８時間以下である場合において、業務の運営を考慮して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休憩時間を４５分とすることができる。

第１０　委任

この要綱に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、２００３年８月１日から施行する。

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

（１）　まちだ市民大学HATS嘱託員設置要綱（１９９９年４月１日適用）

（２）　町田市立小・中学校嘱託員設置要綱（２００２年４月１日施行）

３　この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前のまちだ市民大学HATS嘱託員設置要綱又は町田市立小・中学校嘱託員設置要綱に基づき任用された者については、この要綱に基づき任用された者とみなす。

附　則

この要綱は、２００６年１月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２００６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２００８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２００９年４月１日から適用する。ただし、第２５第６号の規定は、２００９年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２０１０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１７年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１９年４月１日から施行する。

町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱

第１　目的

この要綱は、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）の任用、勤務条件等に関し、法令その他別に定めがあるものを除くほか必要な事項を定めることにより、その人事管理等の適正な運営を図ることを目的とする。

第２　身分

嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に定める非常勤の特別職の職員とする。

第３　職及び任用数

１　嘱託員の職は、次に掲げる業務のうちから町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める。

（１）　特定の学識、経験、技術等が必要な業務

（２）　比較的軽易な事務又は労務作業等を行う業務

２　嘱託員の任用数は、教育長が別に定める。

第４　任用

１　嘱託員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、選考の上、教育委員会が任命する。

（１）　任用に係る職の職務遂行に必要な知識及び技能を有していること。

（２）　健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

２　嘱託員の任用に際しては、公募等により、広く人材を求めるものとする。ただし、職務の性質上これにより難いと教育長が認めるときは、この限りでない。

第５　任用期間

１　嘱託員の任用期間は、１年以内とする。

２　教育委員会は、次に掲げる要件を満たす嘱託員について、その任用期間を４回を限度に更新することができる。

（１）　任用期間内の勤務成績が良好であること。

（２）　教育長が別に定める更新基準の要件に該当しないこと。

３　前項の規定にかかわらず、嘱託員の職務の性質により、教育委員会が特に必要と認めるときは、同項の規定による更新回数を超えて任用することができる。

４　年度途中において任用した場合の任用期間は、当該年度の４月１日に任用したものとして算定する。

第６　解職

１　嘱託員が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、その職を解くことができる。

（１）　嘱託員が退職を願い出たとき。

（２）　勤務成績が良くないとき。

（３）　心身の故障のため、職務遂行に支障があるとき。

（４）　前２号に掲げるもののほか、その職に必要な能力又は適格性を欠くとき。

２　前項第２号から第４号までに該当するときの解職は、嘱託員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養する期間は行うことができない。

第７　服務

１　嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

２　嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

３　嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は嘱託員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

４　嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

５　嘱託員が、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用するこ

とに関する取扱いについては、教育長が別に定める。

第８　勤務条件

１　勤務時間、休暇、休業、報酬その他の勤務条件は、市長が任用する非常勤嘱託員の例による。

２　教育長は、嘱託員の正規の勤務時間が６時間を超え８時間以下である場合において、業務の運営を考慮して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休憩時間を４５分とすることができる。

第９　委任

この要綱に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、２００３年８月１日から施行する。

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

（１）　まちだ市民大学HATS嘱託員設置要綱（１９９９年４月１日適用）

（２）　町田市立小・中学校嘱託員設置要綱（２００２年４月１日施行）

３　この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前のまちだ市民大学HATS嘱託員設置要綱又は町田市立小・中学校嘱託員設置要綱に基づき任用された者については、この要綱に基づき任用された者とみなす。

附　則

この要綱は、２００６年１月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２００６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２００８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２００９年４月１日から適用する。ただし、第２５第６号の規定は、２００９年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２０１０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０１７年１０月１日から適用する。

報告事項－2
(学務課)

２０１９年度町田市立小・中学校の学級編制について

２０１９年４月７日現在の児童生徒数により町田市立小中学校の学級編制を行いましたので報告致します。

１．　小学校（通常の学級）

	２０１９年度	２０１８年度	増　減
児　童　数	２１，４７８人	２１，９０４人	４２６人減
学　級　数	６８４学級	６９５学級	１１学級減

２．　中学校（通常の学級）

	２０１９年度	２０１８年度	増　減
生　徒　数	１０，０４６人	１０，２２８人	１８２人減
学　級　数	２８７学級	２９０学級	３学級減

３．　小学校（特別支援学級・固定学級）

	２０１９年度	２０１８年度	増　減
児　童　数	４８６人	４４９人	３７人増
学　級　数	７０学級	６４学級	６学級増

４．　中学校（特別支援学級・固定学級）

	２０１９年度	２０１８年度	増　減
生　徒　数	２１５人	２０９人	６人増
学　級　数	３２学級	３１学級	１学級増

【参考】学級編制基準

小学校

学年	１年	２年	３年	４年	５年	６年
１学級の上限	３５人	３５人	４０人	４０人	４０人	４０人

中学校

学年	１年	２年	３年
１学級の上限	３５人	４０人	４０人

特別支援学級

１学級の上限	８人

月例報告(教育委員会定例会報告用)

【小2・中1：加配反映学級数】

2019年4月10日 作成

2019年4月7日 児童・生徒数/学級数（通常の学級）

		児童・生徒数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	町田第一小学校	95	125	101	111	98	98	628	3	4	3	3	3	3	19
2	町田第二小学校	72	55	66	66	60	61	380	3	2	2	2	2	2	13
3	町田第三小学校	79	66	75	87	74	94	475	3	2	2	3	2	3	15
4	町田第四小学校	76	95	98	86	90	99	544	3	3	3	3	3	3	18
5	町田第五小学校	93	77	93	83	111	96	553	3	3	3	3	3	3	18
6	町田第六小学校	45	42	42	41	44	41	255	2	2	2	2	2	2	12
7	南大谷小学校	87	102	108	115	107	119	638	3	3	3	3	3	3	18
8	藤の台小学校	78	60	90	78	86	107	499	3	2	3	2	3	3	16
9	本町田東小学校	39	29	40	49	32	38	227	2	1	1	2	1	1	8
10	本町田小学校	70	53	70	49	71	59	372	2	2	2	2	2	2	12
11	南第一小学校	114	105	104	106	101	97	627	4	3	3	3	3	3	19
12	南第二小学校	54	46	58	56	60	67	341	2	2	2	2	2	2	12
13	南第三小学校	75	65	58	57	60	60	375	3	2	2	2	2	2	13
14	南第四小学校	94	70	89	90	82	83	508	3	2	3	3	3	3	17
15	つくし野小学校	60	58	71	64	52	64	369	2	2	2	2	2	2	12
16	小川小学校	68	74	82	80	76	89	469	2	3	3	2	2	3	15
17	成瀬台小学校	96	111	94	108	112	102	623	3	4	3	3	3	3	19
18	鶴間小学校	93	104	115	110	98	78	598	3	3	3	3	3	2	17
19	高ヶ坂小学校	59	51	47	62	70	54	343	2	2	2	2	2	2	12
20	成瀬中央小学校	64	54	60	62	46	55	341	2	2	2	2	2	2	12
21	南成瀬小学校	59	70	56	68	65	77	395	2	2	2	2	2	2	12
22	南つくし野小学校	127	93	121	122	122	125	710	4	3	4	4	4	4	23
23	鶴川第一小学校	122	121	159	125	146	121	794	4	4	4	4	4	4	24
24	鶴川第二小学校	79	76	90	84	97	90	516	3	3	3	3	3	3	18
25	鶴川第三小学校	67	63	71	75	102	86	464	2	2	2	2	3	3	14
26	鶴川第四小学校	74	100	88	93	99	109	563	3	3	3	3	3	3	18
27	金井小学校	97	89	97	73	86	102	544	3	3	3	2	3	3	17
28	大蔵小学校	103	130	122	126	136	132	749	3	4	4	4	4	4	23
29	三輪小学校	92	86	83	88	90	109	548	3	3	3	3	3	3	18
30	忠生小学校	60	59	86	96	77	85	463	2	2	3	3	2	3	15
31	小山田小学校	39	50	41	68	57	62	317	2	2	2	2	2	2	12
32	忠生第三小学校	90	109	86	101	97	79	562	3	4	3	3	3	2	18
33	山崎小学校	53	57	61	64	65	64	364	2	2	2	2	2	2	12
34	小山田南小学校	89	85	92	100	109	114	589	3	3	3	3	3	3	18
35	木曽境川小学校	69	78	77	82	65	89	460	2	3	2	3	2	3	15
36	七国山小学校	86	103	104	112	113	132	650	3	3	3	3	3	4	19
37	図師小学校	101	79	99	104	98	109	590	3	3	3	3	3	3	18
38	小山小学校	112	125	140	165	128	145	815	4	4	4	5	4	4	25
39	小山ヶ丘小学校	138	158	154	142	124	140	856	4	5	4	4	4	4	25
40	小山中央小学校	117	120	130	128	154	152	801	4	4	4	4	4	4	24
41	相原小学校	66	64	70	70	74	83	427	2	2	2	2	2	3	13
42	小中一貫ゆくのき学園(大戸小学校)	17	23	14	31	22	29	136	1	1	1	1	1	1	6
計		3,368	3,380	3,602	3,677	3,656	3,795	21,478	115	114	113	114	112	116	684
1	町田第一中学校	233	248	231				712	7	7	6				20
2	町田第二中学校	159	166	147				472	5	5	4				14
3	町田第三中学校	116	138	134				388	4	4	4				12
4	南大谷中学校	166	135	143				444	5	4	4				13
5	南中学校	203	231	227				661	6	6	6				18
6	つくし野中学校	247	247	223				717	8	7	6				21
7	成瀬台中学校	137	132	125				394	4	4	4				12
8	南成瀬中学校	152	189	176				517	4	5	5				14
9	鶴川中学校	222	185	181				588	6	5	5				16
10	鶴川第二中学校	252	233	270				755	7	6	7				20
11	薬師中学校	102	107	117				326	3	3	3				9
12	真光寺中学校	101	103	124				328	3	3	4				10
13	金井中学校	149	158	170				477	5	4	5				14
14	忠生中学校	229	243	236				708	6	7	6				19
15	山崎中学校	94	98	106				298	3	3	3				9
16	木曽中学校	101	97	93				291	3	3	3				9
17	小山田中学校	147	161	179				487	5	5	5				15
18	小山中学校	325	267	243				835	9	7	7				23
19	堺中学校	195	185	187				567	6	5	5				16
20	小中一貫ゆくのき学園(武蔵岡中学校)	25	23	33				81	1	1	1				3
計		3,355	3,346	3,345				10,046	100	94	93				287

2019年4月10日　作成

2019年4月7日現在　児童・生徒数／学級数（特別支援学級）		種別	児童・生徒数 1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	学級数
1	町田第一小学校	知的	0	3	5	1	2	2	13	2
		情緒	1	1	0	2	1	2	7	1
2	町田第二小学校	知的	3	2	5	4	2	6	22	3
5	町田第五小学校	知的	0	1	3	1	4	1	10	2
6	町田第六小学校	肢体	1	1	1	2	1	2	8	1
7	南大谷小学校	知的	3	3	5	8	6	5	30	4
8	藤の台小学校	知的	1	4	4	1	0	2	12	2
10	本町田小学校	知的	3	5	5	3	3	7	26	4
		情緒	2	4	2	5	1	0	14	2
12	南第二小学校	知的	0	1	7	1	0	4	13	2
14	南第四小学校	知的	6	4	6	8	2	7	33	5
		情緒	1	0	4	7	3	2	17	3
22	南つくし野小学校	知的	2	5	4	3	7	3	24	3
24	鶴川第二小学校	知的	4	0	1	2	4	2	13	2
26	鶴川第四小学校	知的	3	2	3	8	4	2	22	3
27	金井小学校	知的	3	2	2	4	5	4	20	3
30	忠生小学校	知的	3	4	7	11	3	7	35	5
		情緒	0	4	1	3	7	2	17	3
34	小山田南小学校	知的	4	0	5	7	3	5	24	3
35	木曽境川小学校	知的	1	3	2	3	3	4	16	2
36	七国山小学校	知的	6	4	5	6	6	5	32	4
38	小山小学校	知的	4	4	4	9	5	5	31	4
39	小山ヶ丘小学校	知的	3	4	4	1	1	1	14	2
40	小山中央小学校	知的	1	1	4	2	2	0	10	2
41	相原小学校	知的	6	4	1	5	4	3	23	3
計			61	66	90	107	79	83	486	70
1	町田第一中学校	知的	9	13	4				26	4
		肢体	1	2	0				3	1
4	南大谷中学校	知的	8	7	4				19	3
5	南中学校	知的	4	8	10				22	3
6	つくし野中学校	知的	1	4	4				9	2
7	成瀬台中学校	知的	3	4	11				18	3
9	鶴川中学校	知的	8	6	2				16	2
11	薬師中学校	知的	7	6	9				22	3
14	忠生中学校	知的	18	11	9				38	5
15	山崎中学校	知的	6	5	8				19	3
19	堺中学校	知的	6	8	9				23	3
計			71	74	70				215	32

学年別児童・生徒数	小学校 1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	中学校 1年	2年	3年	計
通常	3,368	3,380	3,602	3,677	3,656	3,795	21,478	3,355	3,346	3,345	10,046
特別支援	61	66	90	107	79	83	486	71	74	70	215
計	3,429	3,446	3,692	3,784	3,735	3,878	21,964	3,426	3,420	3,415	10,261

２０１９年４月７日現在　児童・生徒数／学級数

学校数		児童・生徒数 通常	特別支援	計	学級数 通常	特別支	計
小	42	21,478	486	21,964	684	70	754
中	20	10,046	215	10,261	287	32	319
計	62	31,524	701	32,225	971	102	1,073

報告事項－３

（指導課）

町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱の一部改正について

１　改正理由

本件は、２０１５年度に実施した補助金等及び扶助費見直しにおける検討結果を反映するために、一部改正したものです。

本補助金については他市の制度と比較して補助金額について検討することが求められました。他市の状況を踏まえ、小学校第五学年（バス１台当たり３５，０００円）と中学校第一学年または第二学年（バス１台当たり６０，０００円）の補助金を廃止いたします。

２　改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

（１）補助金の交付対象となる児童及び生徒の学年に関する規定から、小学校５年生並びに中学校１年生及び２年生を削ります。（第３関係）

（２）補助の制限の例外に関する規定を加えます。（第８関係）

（３）その他文言の整理を行います。

３　施行期日

２０１９年４月１日から施行します。

改正後

町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱

第１　趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和４２年３月町田市規則第６号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（２０１７年４月１日施行）に定めるもののほか、町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、町田市立の小学校及び中学校（以下単に「学校」という。）が実施する集団宿泊行事の参加に要する経費の一部を補助することにより、保護者の負担の軽減を図り、もって教育活動の充実に資することを目的とする。

第３　定義

この要綱において「集団宿泊行事」とは、町田市立の小学校の第６学年の児童又は中学校の第３学年の生徒（以下「児童等」という。）が参加する宿泊を伴う学校行事その他これに準ずる行事をいう。

第４　補助対象者

補助の対象となる者は、集団宿泊行事に参加する児童等の保護者とする。

第５　補助対象事業

補助の対象となる事業は、児童等が集団宿泊行事に参加する事業とする。

第６　補助対象経費

補助の対象となる経費は、第５に規定する補助対象事業に要する経費のうち、交通費（バス借上料又は鉄道賃に限る。）とする。

第７　補助金の交付額

補助金の交付額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める基準額と第６に規定する補助対象経費に係る実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

（１）　主な交通手段としてバスを利用する場合　クラス数（バスの台数がクラス数未満の場合にあっては、バスの台数）に別に定めるバス１台当たりの単価を乗じて得た額を、集団宿泊行事に参加する児童等の人数で除して得た額

（２）　主な交通手段として鉄道を利用する場合　別に定める１人当たりの単価

第８　補助の制限

補助金の交付は、児童等１人につき、各学年において１回限りとする。ただし、当該児童等が当該学年において他の学校に転校した場合は、この限りでない。

第９　交付申請及び受領権限の委任

この補助金の交付を受けようとする保護者は、町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和４２年６月町田市教育委員会規則第２号）第１３条の６第１項の規定により、補助金交付に係る手続及び補助金の受領権限を、集団宿泊行事を実施する学校の校長に委任するものとする。

第１０　補助金の概算払

補助金の交付の決定を受けた校長は、補助金の概算払を請求することができる。

第１１　補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、２０１８年４月１日から適用する。

２　この要綱は、２０２１年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、２０１９年４月１日から施行する。

改正前

町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱

第１　趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和４２年３月町田市規則第６号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（２０１７年４月１日施行）に定めるもののほか、町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、町田市立小・中学校（以下「学校」という。）が実施する集団宿泊行事の参加に要する経費の一部を補助することにより、保護者の負担の軽減を図り、もって教育活動の充実に資することを目的とする。

第３　定義

この要綱において「集団宿泊行事」とは、次に掲げる学年の児童又は生徒（以下「児童等」という。）が参加する宿泊を伴う学校行事その他これに準ずる行事をいう。

（１）　小学校５年生

（２）　小学校６年生

（３）　中学校１年生又は２年生

（４）　中学校３年生

第４　補助対象者

補助の対象となる者は、集団宿泊行事に参加する児童等の保護者とする。

第５　補助対象事業

補助の対象となる事業は、児童等が集団宿泊行事に参加する事業とする。

第６　補助対象経費

補助の対象となる経費は、第５に規定する補助対象事業に要する経費のうち、交通費（バス借上料又は鉄道賃に限る。）とする。

第７　補助金の交付額

補助金の交付額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める基

準額と第６に規定する補助対象経費に係る実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

（１）　主な交通手段としてバスを利用する場合　クラス数（バスの台数がクラス数未満の場合にあっては、バスの台数）に別に定めるバス１台当たりの単価を乗じて得た額を、集団宿泊行事に参加する児童等の人数で除して得た額

（２）　主な交通手段として鉄道を利用する場合　別に定める１人当たりの単価

第８　補助の制限

補助金の交付は、市の会計年度内に各学校の各学年の児童等につき１回限りとする。

第９　交付申請及び受領権限の委任

この補助金の交付を受けようとする保護者は、町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和４２年６月町田市教育委員会規則第２号）第１３条の６第１項の規定により、補助金交付に係る手続及び補助金の受領権限を、集団宿泊行事を実施する学校の校長に委任するものとする。

第１０　補助金の概算払

補助金の交付の決定を受けた校長は、補助金の概算払を請求することができる。

第１１　補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、２０１８年４月１日から適用する。

２　この要綱は、２０２１年３月３１日限り、その効力を失う。

報告事項－４
（指導課）

町田市学力向上推進プラン（第３次）の策定について

１　目　　的　　国や東京都の学力調査の結果などから、市内小・中学校の児童・生徒の学力状況を多面的に分析し、学力向上推進プランを策定して、市内小・中学校全体で推進する

２　期　　間　　２０１９年度から２０２１年度まで

３　主な内容　○ 授業をデザインする８つの取組

① 見通しを持たせる導入
② 発問の工夫
③ 価値ある対話の共有
④ 振り返りの設定
⑤ 構造的な板書
⑥ ICT機器の活用
⑦ 思考ツールの活用
⑧ 認め合う・学び合う集団の形成

○ 町田市教育プラン２０１９－２０２３　重点事業工程表及び学力向上施策

重点事業Ⅰ－１－１　学力向上推進プランの策定及び推進
重点事業Ⅰ－１－２　えいごのまちだ推進事業
重点事業Ⅰ－１－３　ICTを活用した教育の推進
重点事業Ⅰ－１－４　放課後学習の充実
重点事業Ⅰ－１－５　科学教育の推進

○ 学校・家庭・地域と連携した取組

・ 地域の力を活用した授業づくり
・ 家庭学習の充実
・ 生活習慣・規範意識を身に付ける
・ 読書の推進

４　配布及び公開　　・ 市内小・中学校管理職と全教職員に配布する
・ 町田市ホームページ「まちだ子育てサイト」において公開する

町田市学力向上推進プラン（第3次）

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、これからを生きる児童・生徒に必要な資質・能力を育む必要があります。

新学習指導要領では、資質・能力を三つの柱に整理し、これらを踏まえて学校教育目標を明確にすることと述べられています。町田市教育委員会は、義務教育期間９年間をとおして、三つの資質・能力をバランスよく育むことができるように、各学校でカリキュラムマネジメントの視点を踏まえ、授業改善を推進していきます。

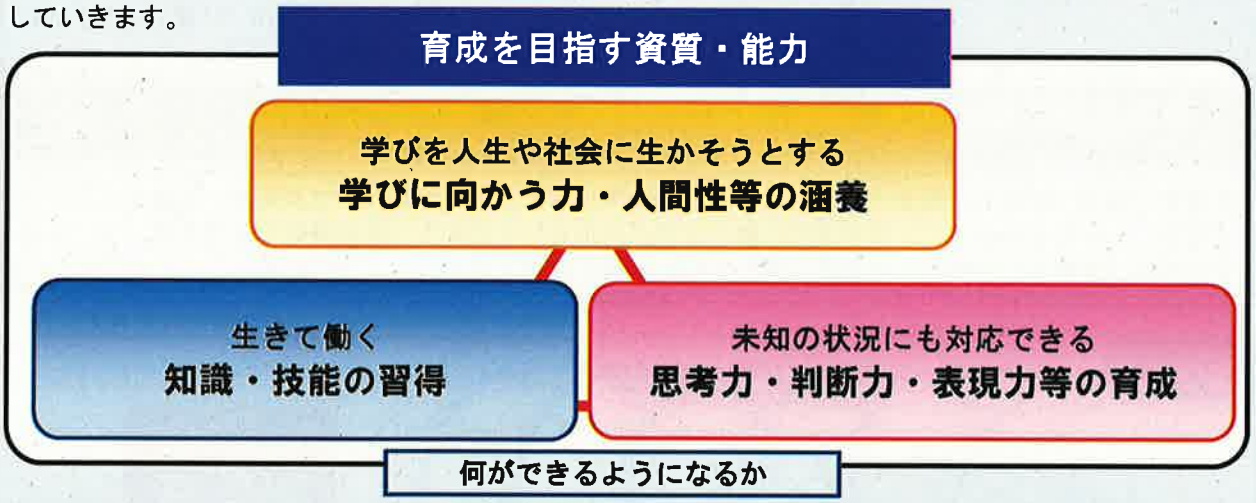

学習指導要領総則の構造とカリキュラムマネジメントのイメージ

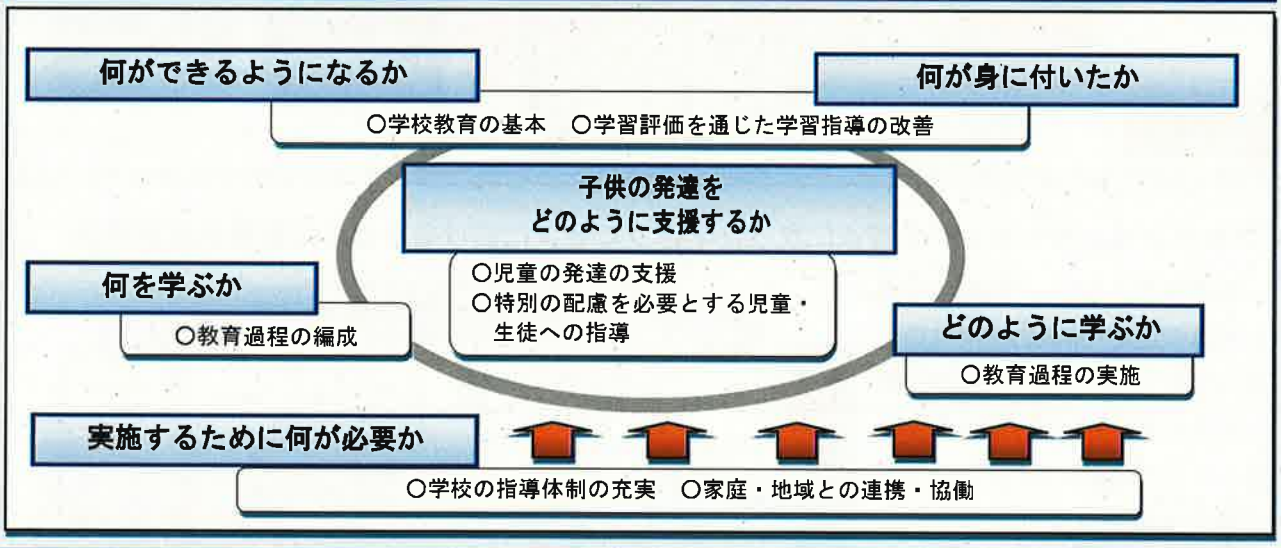

町田市教育委員会　2019 年 3 月

1　「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

「深い学び」の視点から学習内容の深い理解や動機付けにつなげたり、「主体的な学び」の視点から学びへの興味や関心を引き出したりすることが重要です。以下のポイントを踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進していきます。

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる**「主体的な学び」**が実現できているか。

【対話的な学び】

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める**「対話的な学び」**が実現できているか。

【深い学び】

「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう**「深い学び」**が実現できているか。

2　学習過程の質的改善（参考：文部科学省資料）

知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の三つの資質・能力をバランスよく育むことができるように、学習過程の質的改善が求められています。各教科等の単元を通して、ＩＣＴを効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

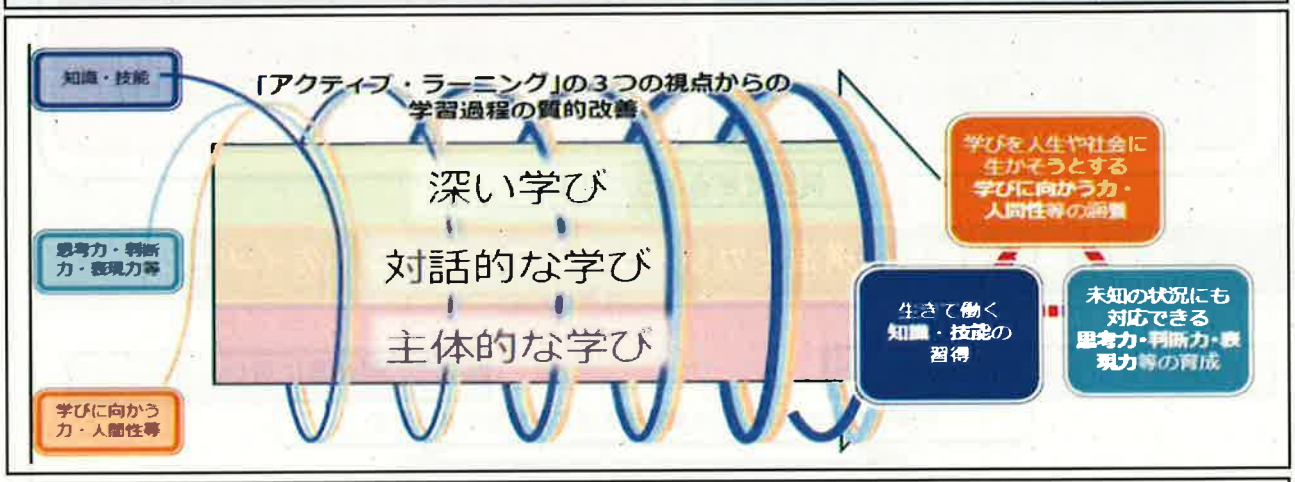

アクティブ・ラーニングの視点に立った学習プロセスにおけるＩＣＴの効果的な活用例

右の図のように、「問題の発見⇒問題の定義・解決の方向性の決定⇒解決方法の提案・計画の立案⇒結果の予想・計画の実行⇒振り返り⇒次の問題解決へ」といった問題発見解決のプロセスを通して「他者への働きかけ、他者との協働、外部との相互作用」の視点でＩＣＴ機器を効果的に活用していきます。

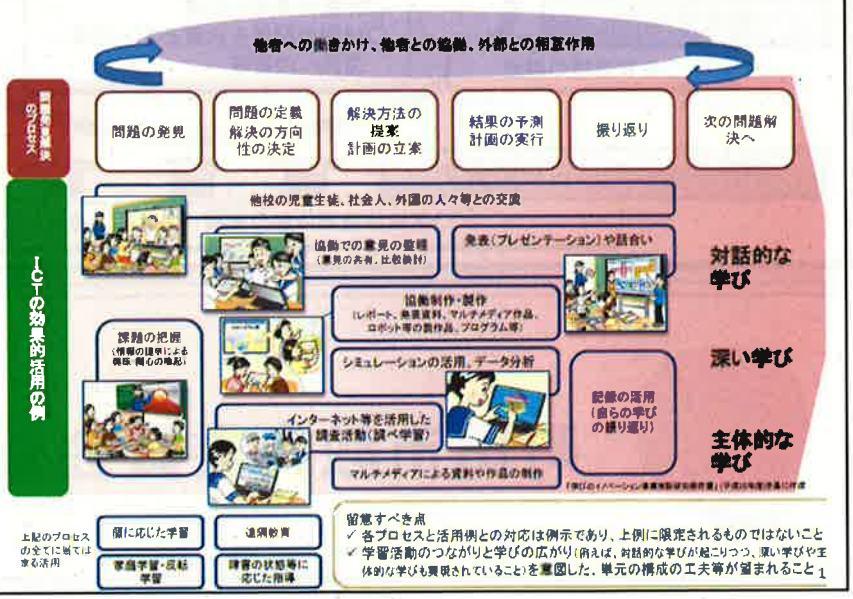

３　平成３０年度　全国学力・学習状況調査の結果

【実施日】　２０１８年４月１７日（火）　【対　象】　小学校６年生、中学校３年生

小学６年生と中学３年生を対象とした全国学力・学習状況調査の結果によれば、中学校では基礎的な知識を問うＡ問題と活用する力を問うＢ問題のいずれも東京都の平均正答率と同じ水準ですが、小学校では、Ａ問題の平均正答率が全国の平均正答率よりも低く、Ａ問題とＢ問題の双方で、東京都の平均正答率を下回っております。また、全体的に平均正答率の高い学校と低い学校の差が大きくなっています。

直面している課題

町田市の小学６年生の学力は、主として知識に関する問題、主として活用に関する問題のいずれも東京都と比較して低い現状にあります。こうした現状を踏まえて、町田市としての苦手な部分を補えるような学力向上策を進めていきます。

小学６年生と中学３年生を対象とした全国学力・学習状況調査の結果

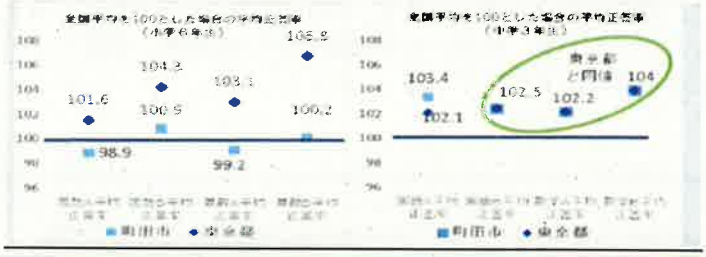

《国語、算数・数学における３年間の経年変化》

小学校

①町田市立小学校の平均正答率と都及び全国との差

	平均正答率											
	国語Ａ			国語Ｂ			算数Ａ			算数Ｂ		
	町田市	東京都	全国	町田市	東京都	全国	町田市	東京都	全国	町田市	東京都	全国
平成２８年	71.6	73.8	72.9	58.3	59.8	57.8	78.0	79.4	77.6	47.2	49.8	47.2
平成２９年	74.0	76.0	74.8	58.0	60.0	57.5	78.0	81.0	78.6	46.0	49.0	45.9
平成３０年	71.0	74.0	70.7	55.0	57.0	54.7	65.0	67.0	63.5	52.0	55.0	51.5

中学校

②町田市立中学校の平均正答率と都及び全国との差

	平均正答率											
	国語Ａ			国語Ｂ			数学Ａ			数学Ｂ		
	町田市	東京都	全国	町田市	東京都	全国	町田市	東京都	全国	町田市	東京都	全国
平成２８年	76.3	76.9	75.6	67.5	68.6	66.5	62.6	63.5	62.2	44.4	45.6	44.1
平成２９年	80.0	79.0	77.4	74.0	74.0	72.2	66.0	66.0	64.6	50.0	50.0	48.1
平成３０年	77.0	77.0	76.1	63.0	63.0	61.2	67.0	67.0	66.1	48.0	49.0	46.9

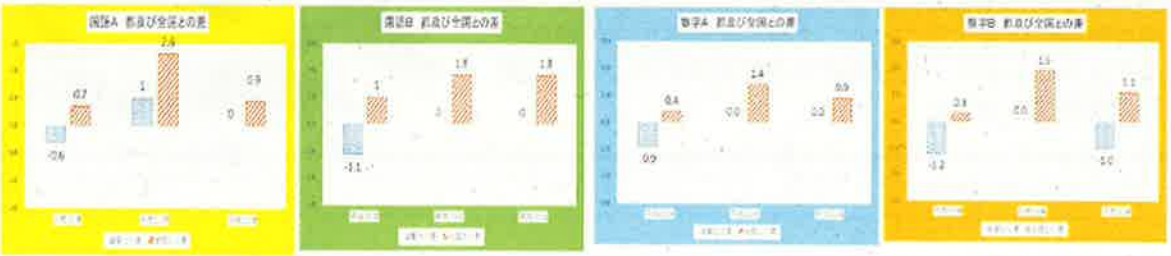

4　授業をデザインする８つの取組！

授業をデザインする上で、様々な工夫が考えられます。各学校で主体的・対話的で深い学びの実現に向け、以下の８つの取組を基に、指導方法を工夫していきます。

見通しをもたせる導入

児童・生徒が、何を学ぶか、どのように学ぶのか、単元の見通し、本時の見通しをもてるように、学習の流れやめあてを提示します。また、児童・生徒の興味・関心が高まるように、課題の提示を工夫します。「やってみたい」「おもしろそう」など、児童・生徒の内発的動機付けを高め、見通しをもたせる導入が大切です。

発問の工夫

知的好奇心をかき立てる問いを設定したり、考えを引き出すように発問を工夫したりするなど、発問を吟味します。「なぜだろう」「どうしてだろう」と児童・生徒が課題を追究することができるように、思考に働きかけるような発問や、本時のねらいを達成するために有効な発問について、教員同士で検討することも大切です。

価値ある対話の共有

比較・検討・分類・統合・関連付けしながら、考えを広げることができるように、一人一人の考えを表出させ、価値ある対話を増やしていくことが大切です。考えたことをグループで発表し合うだけではなく、教師が一人一人の多様な考えを広げ、価値付けていくようにしていきます。

振り返りの設定

本時のめあてを振り返ったり、学習内容をまとめたりするなど、自分の言葉で本時の学習について自己評価させることが大切です。授業の終末場面では、本時の学習を振り返る時間を十分に確保することで、次時の学習への主体的な学びを促すようにします。自分の考えを再構築する上でも、振り返りの時間は大切です。

構造的な板書

本時のめあてを色チョークを使って四角で囲い、意識付けができるようにします。児童・生徒の興味・関心が高まるように、課題の提示を工夫し、板書カードを貼ったり、児童・生徒の考えたことをキーワードでまとめたりします。黒板等で１時間の学習内容や児童・生徒の思考を可視化することで、学習内容を理解できるように促します。

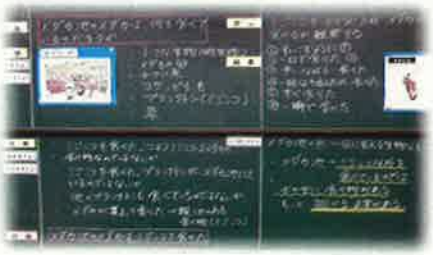

ＩＣＴ機器の活用

大型提示装置、Chromebook 等（GSuite）を活用し、考えの共有や共同作業に取り組むことができるようにします。

積極的に Chromebook 等を活用し、効果的な活用法を各学校で工夫し、よいよい活用方法について検討していきます。

児童・生徒が考えたことを共同編集することが可能になるため、多様な考えを共有し、児童・生徒同士の対話的な学びができるようにしていきます。

思考ツールの活用

考えたことを整理するために様々な思考ツールを自分で選択し、活用できるようにします。また、自分の意識をつなぎ、知識を構造化することにより知識の定着化を図っていきます。

べん図

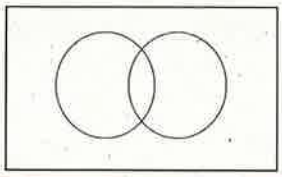

ピラミッド

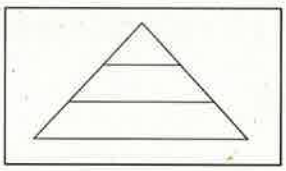

クラゲチャート

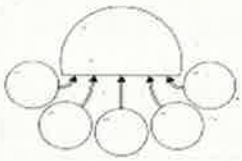

Ｘチャート

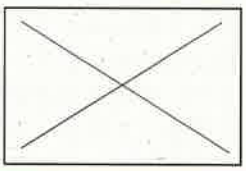

認め合う・学び合う集団の形成

児童・生徒一人一人が安心して学校に通い、落ち着いて学習に取り組むことができる居場所として、教室環境を整備し、授業環境を充実させることが大切です。まず、児童・生徒が互いに、認め合ったり、称賛し合ったりするなど、望ましい人間関係を構築し、安心して学習できる環境をつくります。自己の考えを伝え合う中で、他者の考えを認め合い、自己肯定感が高まるようにしていきます。

また、意欲的に学習に取り組むことができない児童・生徒が粘り強く課題に取り組むことができるように、受容・称賛・励ましの言葉掛けを大切に支援することで、児童・生徒の主体的な学びにつなげるようにしていきます。さらに、児童・生徒一人一人が、粘り強く課題に取り組み、目標を達成する喜びを味わうことができるように個に応じて支援していきます。

5　授業改善推進プランの作成（PDCA サイクル）

各学校では、「全国学力・学習状況調査」及び「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果等から明らかになった学力上の課題を抽出し、「授業改善推進プラン」を充実・実践します。その取組について検証を行い、改善を図ります。

授業改善推進プランの作成の流れ

（１）授業改善推進プラン全体計画の作成（Ｐｌａｎ）
授業改善推進プラン全体計画を作成し、新年度に入った段階で、児童・生徒の実態に応じて改訂を行う。

（２）全体計画に基づいた授業改善（Ｄｏ）
各学年、各教科等において、計画に基づいて授業改善を推進する。

（３）全体計画の評価・改善（Ｃｈｅｃｋ）
全国学力・学習状況調査や学力向上を図るための調査の結果等を受けて、全体計画の評価や改善を行う。

（４）評価・改善した計画に基づいた授業改善（Ａｃｔｉｏｎ）
改善した全体計画に基づいて授業改善を推進する。

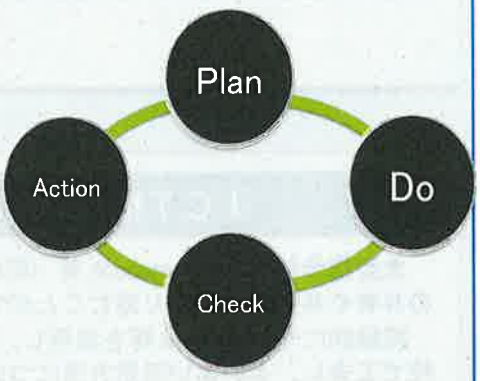

6　研究指定校と学力向上重点事業について

２０１８度町田市教育委員会研究推進校については、研究２年次となります。町田市の教育課題を解決するために研究課題を設定し、学力向上・体力向上・その他の教育課題に関する内容について引き続き研究を推進します。

また、町田市ＩＣＴ教育推進モデル校については、ＩＣＴを活用した教育を推進することを目的に以下の取組を推進します。

①情報活用能力育成年間指導計画及び評価規準の作成
②授業におけるＩＣＴの効果的な活用方法の開発
③校内ＯＪＴ研修資料の作成

２０１９年度からは、以下の通り、研究指定校、学力向上重点校を指定し、学力向上の取組を推進していきます。

町田市教育委員会研究指定校 【１年次】	学力向上に関する研究、体力向上に関する研究、豊かな心を育むための研究、その他の教育課題に関する研究などの課題を解決するために、研究主題を設定し研究に取り組む。研究の成果として発表を行い、成果を還元することで町田市の教育の質的向上に寄与することを目的とする。
町田市教育委員会学力向上重点校 【１年次】	基礎学力の定着を目指した取組を家庭学習、放課後学習までを含めて研究に取り組む。研究の成果として、電子データによる普及を行い、成果を還元することで町田市の教育課題の改善に寄与することを目的とする。

7　町田市教育プランと町田市学力向上推進プランについて

町田市教育プランと町田市学力向上推進プランとの関係

教育目標　○夢や志をもち、未来を切り開く町田っ子を育てる
○生涯にわたって自ら学び、互いに支え合うことができる地域社会を築く。

町田市教育委員会が直面する課題

基本施策Ⅰ　確かな学力を育成する

重点事業１　重点事業２　重点事業３　重点事業４　重点事業５

重点事業１　町田市学力向上推進プランの策定及び推進
重点事業２　えいごのまちだ推進事業
重点事業３　ＩＣＴを活用した教育の推進
重点事業４　放課後学習の充実
重点事業５　科学教育の推進

8　町田市教育プラン 2019-2023　重点事業工程表及び学力向上施策

重点事業Ⅰ－１－１　学力向上推進プランの策定及び推進

《事業概要》国や東京都の学力調査の結果などから、小・中学校の児童・生徒の学力状況を多面的に分析し、学力向上推進プランを策定して、小・中学校全体で推進します。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	第３次学力向上推進プランの実施	第３次学力向上推進プランの実施	第３次学力向上推進プランの実施・評価 第４次学力向上推進プランの策定	第４次学力向上推進プランの実施	第４次学力向上推進プランの実施

重点事業Ｉ－１－２　えいごのまちだ推進事業

《事業概要》英語によるコミュニケーションを積極的に図る態度やコミュニケーション能力を育成するため、小学校英語の教科化の先行実施、「放課後英語教室」の全小中学校での実施、各校の英語の授業を指導及び統括するＭＥＰＳの配置、ＡＬＴの増員を４つの柱として英語教育を推進します。

工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	小　放課後英語教室　新規13校【累計 29 校】	小　放課後英語教室　新規13校【累計 42 校】	中　放課後英語教室　新規７校【累計７校】	中　放課後英語教室　新規７校【累計 14 校】	中　放課後英語教室　新規６校【累計 20 校】
	MEPS　新規6校配置【累計9名】	MEPS　新規6校配置【累計15名】			
	GTEC を中学校１年生に対して実施				
			GTEC を中学校３年生に対して実施		
		（仮）English camp in まちだ、（仮）子ども提案型 English Activity の実施			

小学校

○リズムに合わせた発音練習（チャンツ）、英語の歌、音声ペンや絵本等を活用した授業づくり
○放課後英語教室（年間１６回実施）
○Machida English Promotion Staff の配置（１５名）
○ALT（外国語指導助手）の増員（１校当たり週２０時間）

中学校

○GTEC による４技能の効果測定の実施
○タブレットを活用したスピーキング、リスニングの実施
○放課後英語教室（年間１６回実施）
○ALT（外国語指導助手）の増員（１校当たり週２０時間）
○導入期カリキュラムの実施

重点事業Ｉ－１－３　ＩＣＴを活用した教育の推進

《事業概要》大型提示装置や Chromebook などのＩＣＴ機器を効果的に活用することによって、児童・生徒の学習意欲を高め、課題を見いだし解決する力を育てます。また、ＩＣＴ機器を活用した優良事例を共有できる仕組みづくりや研修等を行い、教員の指導力・授業力を向上させます。

工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	小学校 21 校 中学校６校 機器整備	中学校７校 機器整備	機器整備 全校完了		
	教員によるＩＣＴ教材活用委員会の設置及び副教材の開発・優良事例共有の仕組みづくり				
		ＩＣＴ授業支援員の各学校月１回巡回指導	ＩＣＴ授業支援員の各学校月２回巡回指導		
		ＩＣＴスーパーバイザーの配置			
	教員研修の実施、町田市ＩＣＴマスターによるＩＣＴを活用した授業の普及				
	町田発未来型教育モデル事業の実施				

○自分の意見と他人の意見を画面上で比較対照しながら思考・分析を深めます。
○自らの考えを表現力豊かにプレゼンテーションすることができるようにします。
○児童・生徒の学習記録データを蓄積し、一人一人の習熟度を分析・可視化し、個に応じた教材の提供や指導を行っていきます。
○児童・生徒が考えたことを画面に映し出し、可視化することで学びを共有します。

重点事業Ⅰ－１－４　放課後学習の充実

《事業概要》児童・生徒の学力向上、学習習慣の定着のため、放課後における学習活動支援を充実させます。放課後学習支援では、地域人材の有無など、地域の実情・支援に応じた様々な実施方法の検討を行います。

工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	新たなまちとも実施校の拡大		すべての小学校で放課後学習活動の実施		
	地域未来塾の実施方法の再検討	民間の活力を活用する等多様な実施形態での地域未来塾の実施			
	小　放課後英語教室　新規13校【累計29校】	小　放課後英語教室　新規13校【累計42校】	中　放課後英語教室　新規7校【累計7校】	中　放課後英語教室　新規7校【累計14校】	中　放課後英語教室　新規6校【累計20校】

小学校：まちとも　　中学校：未来塾

○タブレット端末に導入された学習ソフトを使用した学習
○学習ボランティアによる学習指導
○基礎的な学習内容につまずきのある子どもたち一人一人の課題に応じた指導

重点事業Ⅰ－１－５　科学教育の推進

《事業概要》これからの時代に必要な科学に対する能力・創造力を育成するために科学教育センターでは、児童・生徒が直接体験しながら、楽しく観察・実験できるような取り組みをしています。町田市全体の科学教育の振興を図っていきます。

工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	科学教育推進プランの検討・策定		科学教育推進プランの実施		
	科学教育センターの実施内容の見直し・検討		見直し後の内容による科学教育センターの実施		

科学教育センターの実施

○大学や企業等との連携により、児童・生徒の科学技術に対する意欲・関心を高めるプログラムを実施していきます。

9　学校・家庭・地域と連携した取組

地域の力を活用した授業づくり

地域の方々による「ふるさと教育」

茶道協会の方々による日本文化の学習

○保護者や地域の方々、学生等の学校支援ボランティアを活用した授業づくり
○多様な交流を通じて、実社会に裏打ちされた幅広い知識や能力の習得

地域連携担当教員を中心とした組織体制を構築し、地域の力を活用した授業づくりを推進します。

家庭学習の充実

「学校と協力して、宿題や予習・復習にすすんで取り組みましょう。」

家庭での学習習慣の確立は、学力の向上に有効です。学校の授業と家庭での宿題や予習・復習の取組が効果的に結び付くことで、学習内容が一層定着します。家庭学習の習慣を身に付けるためには、子ども自身の努力はもちろん、学校と家庭が互いの役割を理解し合うことが大切です。与えられた課題をこなす学習から、子どもが自分で目標を決めて取り組む学習へと発展できるよう、学校と家庭で力を合わせて、子どもが自分から取り組み、続けて取り組む学習習慣の確立を目指します。

○学校では、東京ベーシックドリルを活用します。
○家庭では、自分の興味・関心のある課題を調べてノートにまとめるなど、調べ学習に取り組みましょう。
例：環境副読本の活用。
オリンピック・パラリンピック読本の活用。
防災ノートの活用。

家で、学校の授業の予習・復習をしていますか（肯定的な解答の割合）％

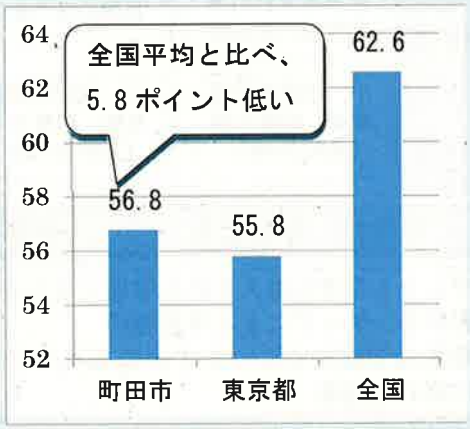

平成３０年度全国学力・学習状況調査結果（小学校）より

生活習慣・規範意識を身に付ける

「テレビを見る時間、ゲームで遊ぶ時間、携帯電話を使う時間を決めましょう。」

規則正しい生活習慣や規範意識を身に付けることは、学習活動を支える基盤をつくることにもつながります。計画的な時間の使い方を身に付けることや集団社会の一員として、よりよい人間関係を築こうとする態度を育て、規範意識を高めるようにします。

○家庭では、早寝、早起き、朝ご飯を心がけましょう。
○家庭では、テレビを見る時間、ゲームで遊ぶ時間を決めて守りましょう。
○学校、家庭では、スマートフォン、あるいは携帯電話を持たせている場合、使う時間や使い方など、ＳＮＳルールを作りましょう。
○学校では、様々な活動において、子どもが役割や責任を果たしていく場を多く設定し、自分の力を発揮して活躍できるようにしていきます。
例：テレビ・ゲームは１日○時間と決める。
携帯電話やスマートフォンなどは、１日の利用時間と終了時間を決める。

読書の推進

「本に親しみ、読書が好きになるようにしましょう。」

読書は、使える言葉を増やし、言語の感覚を豊かにして、考える力を育てます。家庭でも、学校との連携や町田市立図書館の利用を通して、本に親しみ、読書が身近になるようにして、読書習慣が身に付くようにします。

○学校では、読書週間、本の読み聞かせ、朝読書の時間など本に親しむ時間の設定をします。
○家庭では、親子で本の読み聞かせをしたり、一緒に本を読む時間や場を設定したりするなど、読書が身近に感じるようにしましょう。
例：親子で２０分間読書する。
休日に一緒に図書館に出かける。

報告事項―５
（生涯学習総務課）

自由民権資料館 2019 年度企画展
『御進発御供日記』刊行記念
「町田の八王子千人同心」展の開催について

１　開催趣旨

八王子千人同心は、徳川家康の関東入部直後、広く幕府領支配を任されていた幕府代官頭の大久保長安の支配下にあった、旧武田氏・旧北条氏の家臣らを中心にした武家奉公人です。大久保長安は八王子に代官陣屋を構え、配下の代官たちや千人同心も八王子周辺に居住しました。彼らは通常農商業活動に従事する一方、非常時には幕府直轄軍として動員されました。

次第に社会が安定し、戦争がない時期が続く中、軍事力としての役割は薄れ、主な職務は日光東照宮の火の番となり、千人同心の土着化・百姓化が進みます。そのような中、江戸時代中期以降、病気や跡継ぎ不在などを理由に、千人同心としての権利が株式として売買の対象になりました。町田市域でも千人同心株を購入して、居住地はそのままに八王子千人同心となる家が多数誕生しました。

しかしこのような泰平の世に暗雲が立ち込めた幕末に至り、本来の軍事力としての役割を果たすことになる出来事が将軍家茂の上洛への供奉や長州征討のための従軍でした。特に長州征討の記憶は衝撃的なものだったのでしょう、多摩地域には従軍した千人同心らが書き記した日記が数多く残されています。

今回の展示は、そうした日記類のひとつである小山村小島隆蔵が書き記した日記である『御進発御供日記』の刊行を記念して、町田市域に住んでいた八王子千人同心の家に残る史料を中心に、幕末の千人同心の実態をご紹介します。

２　開催期間：４月 20 日（土）～６月２日（日）
３　休 館 日：月曜日（祝日の場合は翌日休館）※4/27～5/6 の連休中は休まず開館
４　会　　場：町田市立自由民権資料館企画展示室
５　広　　報：『広報まちだ』4 月 15 日号、『生涯学習 NAVI』春号、ＨＰ、ポスター・チラシ
６　関連事業：

【ギャラリートーク】
講師　：　小林風（自由民権資料館学芸担当）
日時　：４月 27（土）、５月 12 日（日）、５月 25 日（土）14:00（30 分程度）

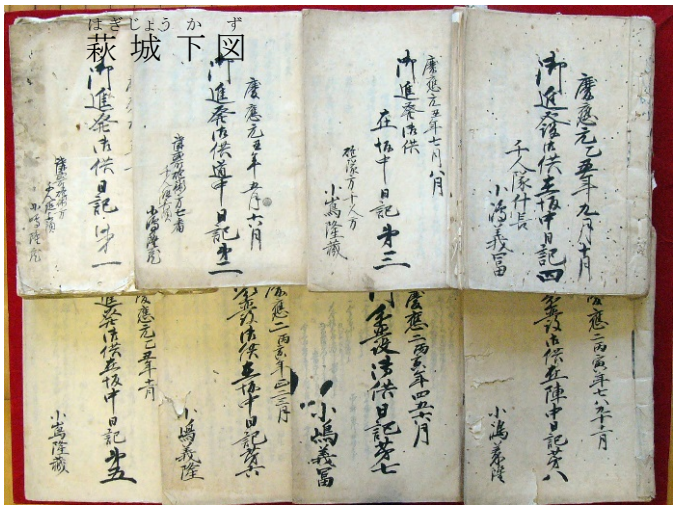

「御進発御供日記」全８冊

第二次長州征討に参加した千人同心組頭小嶋隆蔵の従軍日記

長州藩の城下町

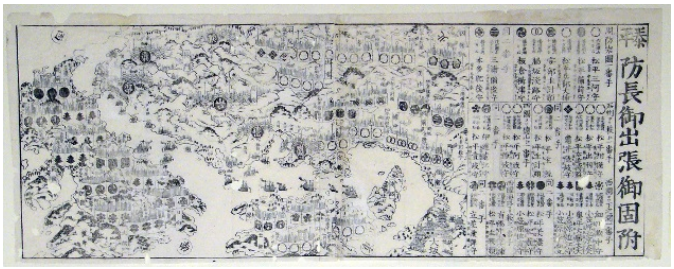

「防長御出張御固附」

第二次長州征討時の各軍配置図

2019 年度企画展・『御進発御供日記』刊行記念

町田の八王子千人同心

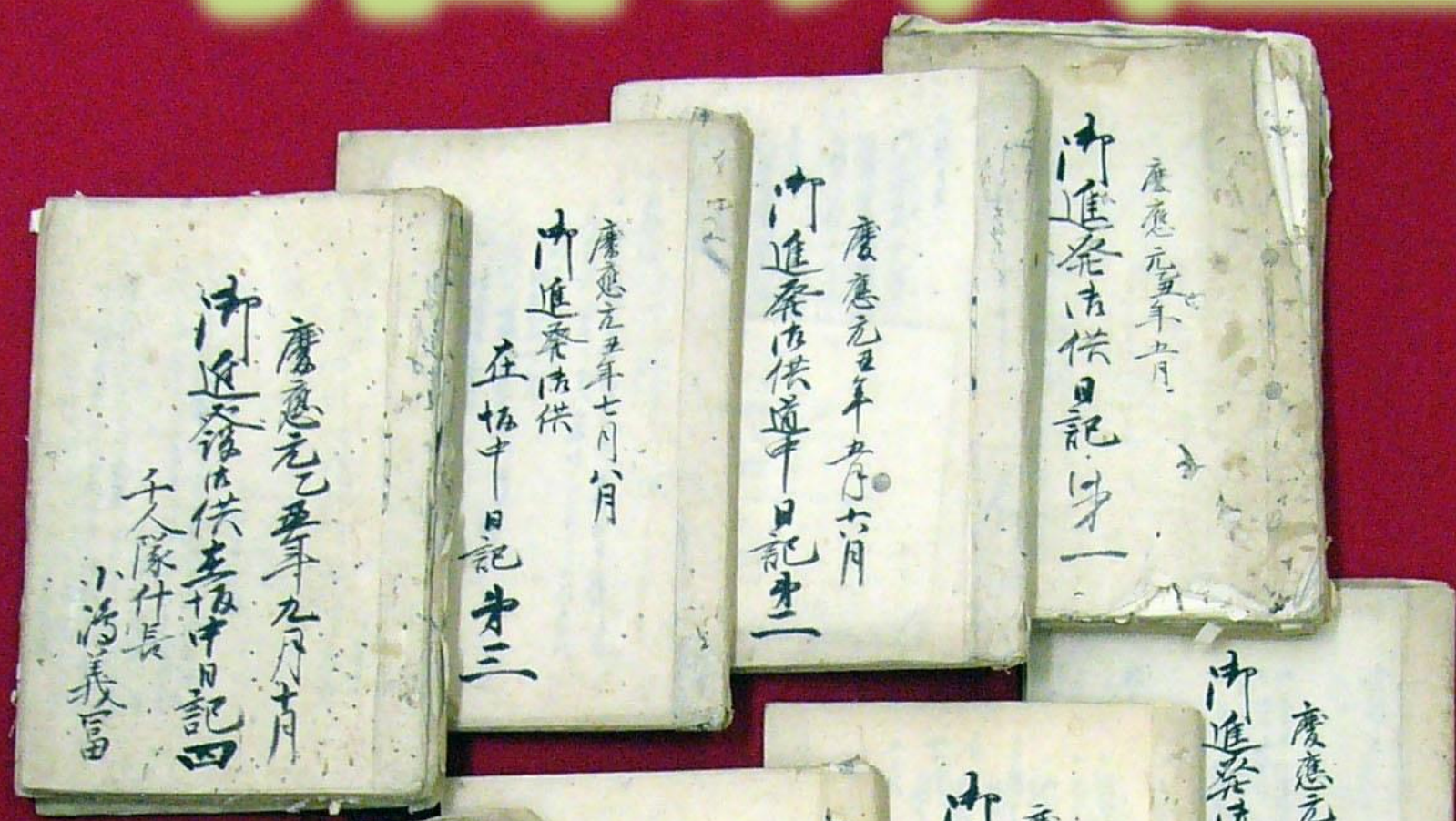

2019 年 4月20日（土）～6月2日（日）

「御進発御供日記」（上）

「防長御出張御固附」（下）

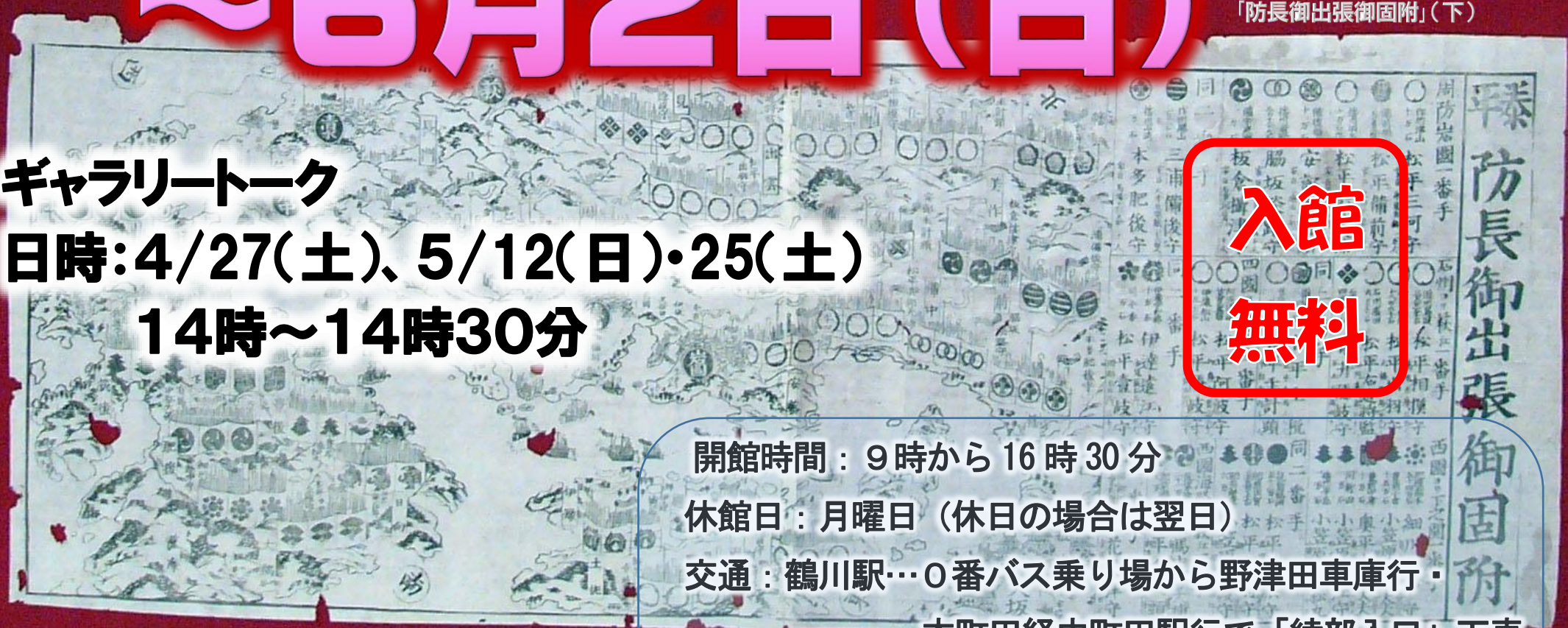

ギャラリートーク

日時：4/27（土）、5/12（日）・25（土）

14時～14時30分

入館無料

開館時間：９時から 16 時 30 分

休館日：月曜日（休日の場合は翌日）

交通：鶴川駅…０番バス乗り場から野津田車庫行・本町田経由町田駅行で「綾部入口」下車

町田駅…小田急北口ＰＯＰビル先の 21 番バス乗り場から本町田経由野津田車庫行・本町田経由鶴川駅行で「袋橋」下車

町田市立自由民権資料館

〒 195-0063 町田市野津田町897

TEL 042-734-4508

報告事項－６
（図書館）

「第８回まちだ図書館まつり」の実施報告について

１　趣　旨　「まちだ図書館まつり」は、子どもや保護者に楽しい場を提供し、図書館や本に親しみを持っていただき、また広くボランティアグループの活動を知ってもらうという目的で、市民の実行委員会とともに開催しているものです。

　第８回を迎えた今回のまつりには、おはなしボランティア、読書会など１７の団体が「まちだ図書館まつり実行委員会」に参加し、企画・運営を行いました。図書館は、参加の呼びかけ、会場の提供、事務局等を担当しています。

２　運　営　まちだ図書館まつり実行委員会（主催）
　　町田市立図書館（共催）

３　期　間　２０１９年３月２２日（金）～３月２４日（日）

４　会　場　市立図書館・市民文学館ことばらんど

５　内　容　　今回のオープニングイベントは４団体が協力して、おはなし（語り・大型絵本）、パネルシアター、草笛、草花遊びとつなぐ、盛り沢山の内容を用意しました。天気にも恵まれ、５９人の子どもたちに楽しんでもらえました。

　図書館まつり全体では、プログラムは全館で計５６、参加者は１，２６６人でした。（プログラム一覧・参加者数は別紙参照）

第8回まちだ図書館まつり　報告

月日・天候	会　場	事業(プログラム)	実施団体	参加者数	うち子ども※
3月22日(金)晴れ	中央図書館ホール(午前)	オープニング おはなし、パネルシアター、草笛 草花遊び	実行委員会 野津田・雑木林の会	92	59
	中央図書館ホール(午後)	子ども向け映画会 「ぼくは王さま　たまごとめいたんてい」	中央図書館	37	20
	中央図書館中集会室(終日)	ことばさがしゲーム・パネルシアター	和光大学 子ども教育専修保育コース	21	12
	中央図書館ちしきのコーナー(午後)	ワークショップ ①点字で名前をうってみよう！	中央図書館	19	17
		②リーディングトラッカーをつくってみよう！		16	14
		③パソコンで絵本を読んでみよう！		5	3
	中央図書館おはなしの部屋(午前)	おひざでだっこのおはなし会 (乳幼児向け　同内容2回)	同上	39	19
	中央図書館たからじまコーナー(随時)	おはなし　おはなし！(1日め)	実行委員会	7	5
	さるびあ図書館(午前)	たのしいおはなし会	さるびあ図書館 おはなしボランティア	16	6
	さるびあ図書館(午前)	大人のためのレファレンス講座 「言葉を調べる」	さるびあ図書館	3	0
	さるびあ図書館(午後)	ブックトーク「イロ　いろいろ」	同上	3	2
	さるびあ図書館(午後)	劇あそび 「三びきのやぎのがらがらどん」	さるびあ図書館 おはなしボランティア	22	14
	さるびあ図書館(随時)	つくってあそぼう！(1日め) おりがみ・あやとり	さるびあ図書館 おはなしボランティア	0	0
	鶴川図書館(午前)	乳幼児向けおはなし会	鶴川図書館	18	10
	鶴川図書館(午後)	子どもとおとなでおはなし会	鶴川地域図書館 ボランティア	14	6
	鶴川駅前図書館(終日)	おはなしの世界を冒険しよう！ ～学生作品展～	鶴川女子短期大学	44	29
	金森図書館(午後)	大人のための おはなしを楽しむ　春の会	金森図書館	23	0
	金森図書館(午後)	ブックトーク「町を歩くと・・・？」 (小学校低学年向け)	同上	14	9
	木曽山崎図書館(午前)	乳幼児向けおはなし会	木曽山崎図書館	7	4
	木曽山崎図書館(午後)	かんたん工作・へんしんおりがみ	同上	7	5
	忠生図書館(午前)	小さい子向けおはなし会 (2、3歳向け)	うさこちゃんの会	9	6
	忠生図書館(午後)	大人も楽しめる紙芝居	忠生図書館	14	7
	堺図書館(午前)	乳幼児向けおはなし会	堺図書館	6	2
	堺図書館(午前)	おはなし会	堺図書館 おはなしボランティア会	13	6
	市民文学館ことばらんど(午後)	「昔の絵本をひもとく 父清水崑が描いた戦時絵本と想い出」 お話：定成淡紅子	実行委員会	17	0

※参加者の「子ども」＝高校生以下

月日・天候	会　場	事業(プログラム)	実施団体	参加者数	うち子ども※
3月23日(土)曇り時々みぞれ	中央図書館ホール(午前)	演劇ワークショップ「ものがたりの中に入っちゃおう」	ピッピのくつした	18	7
	中央図書館ホール(午後)	講演と鼎談「ふるさとって何ですか『子どもの頃に聞いた故郷の語』」講師:今井友樹	町田の図書館活動をすすめる会	30	0
	中央図書館中集会室(終日)	展示とおはなし「読書会のたのしみ」	まちだ史考会	73	6
	おはなし 11:00～11:30	「平安京の大内裏」			
	おはなし 13:30～14:00	「本町田村を読む」			
	おはなし 14:30～15:00	「鶴見川中流域の横穴墓」			
	中央図書館おはなしのへや(午後)	おはなし会(2、3歳から)「たのしいおはなし会ですよ～！」	おはなしはすの実	13	8
	中央図書館ちしきのコーナー(午後)	ワークショップ「紙のおさらで大変身！」	町田の学校図書館を考える会	45	23
	中央図書館たからじまコーナー(随時)	おはなし　おはなし！(2日め)	実行委員会	56	31
	さるびあ図書館(午前)	2、3歳児向けおはなし会	さるびあ図書館おはなしボランティア	16	7
	さるびあ図書館(午前)	わらべうたであそぼう！	同上	10	2
	さるびあ図書館(午後)	たのしいおはなし会	同上	9	2
	さるびあ図書館(午後)	参加型おはなし会	同上	11	4
	さるびあ図書館(随時)	つくってあそぼう！(2日め)おりがみ・あやとり	同上	23	11
	鶴川図書館(午後)	大人のためのおはなし会	鶴川図書館	3	0
	鶴川駅前図書館(午後)	おはなし会(未就学児・小学生)	柿の木文庫	20	11
	金森図書館(午前)	中高生読み聞かせ隊が行うおはなし会　～春のまき～	金森図書館	22	9
	木曽山崎図書館(午前)	子どももたのしめる大人のためのおはなし会	木曽山崎図書館	4	1
	木曽山崎図書館(午後)	小さい子向けおはなし会	同上	0	0
	木曽山崎図書館(午後)	大きい子向けおはなし会	同上	0	0
	市民文学館ことばらんど(午後)	読書会「短編小説を楽しもう！『すぐり』(チェーホフ)」(中学生以上)	ピッピのくつした	6	3
3月24日(日)晴れ	中央図書館ホール(午前)	おはなし会「世界の昔話を楽しもう」	NPO法人まちだ語り手の会	30	7
	中央図書館ホール(午後)	ビブリオバトル＆エンディング	実行委員会	48	6
	中央図書館中集会室(終日)	「まちだの地名の由来」展示とおはなし	町田地方史研究会	80	3
	おはなし 11:00～11:45	「なまえと地名のはなし」			
	おはなし 14:00～14:45	「調布玉川絵図にみる幕末」			
	おはなし 15:00～15:45	「薬師池の『びやく』と富士噴火」			
	中央図書館おはなしの部屋(午前)	小さい子向けおはなし会	おはなし如雨露	24	14
	中央図書館たからじまコーナー(随時)	おはなし　おはなし！(3日め)	実行委員会	42	22

月日・天候	会　場	事業（プログラム）	実施団体	参加者数	うち子ども※
3月24日（日）晴れ （続き）	さるびあ図書館（午前）	乳幼児＆2、3歳児向けおはなし会	さるびあ図書館おはなしボランティア	7	3
	さるびあ図書館（午前）	パネル・テーブルシアター	同上	23	12
	さるびあ図書館（午後）	童謡を歌おう！	同上	7	1
	さるびあ図書館（午後）	ブックトーク「お父さんがんばる　」（低学年向け）	町田ブックトークの会	6	2
	さるびあ図書館（午後）	ブックトーク「くっついた！」（低学年向け）	同上	6	3
	さるびあ図書館（午後）	つくってあそぼう！（3日め）おりがみ	さるびあ図書館おはなしボランティア	7	2
	鶴川図書館（午後）	ブックトーク「て・て・て・手」（低学年向け）	鶴川図書館	12	6
	鶴川駅前図書館（午前）	2、3歳児向けおはなし会	鶴川駅前図書館	13	8
	金森図書館（午前）	乳幼児向けおはなし会	金森図書館	29	15
	金森図書館（午後）	子ども向けおはなし会「春を楽しむおはなし会」	同上	11	7
	木曽山崎図書館（午後）	子どもえいが会「くまのプーさん　～プーさんと虎～」	木曽山崎図書館	17	8
	忠生図書館（午後）	おはなし会＆かんたん工作	忠生図書館	32	16
	堺図書館（午前）	子どもえいが会「だるまちゃんととらのこちゃん」・「だるまちゃんとうさぎちゃん」	堺図書館	11	8
	市民文学館ことばらんど（午前）	わらべうたあそび講師：柚山　明子氏	かえで文庫	36	15
			参加者数（人）	1,266	538

展示ほか

中央図書館エントランスホール	デコレーション「ようこそ図書館まつりへ『春だよ～！この指とまれ！』」	実行委員会	－	－
中央図書館ちしきのコーナー	いろいろな本～さわって楽しむ、きいて楽しむ～	中央図書館	－	－
さるびあ図書館	移動図書館そよかぜ号模型とMAP	さるびあ図書館	－	－
さるびあ図書館	本の福袋（貸出）	さるびあ図書館	大人向け　16/20 YA向け　5/5 子ども向け　11/20 幼児向け　2/15	

報告事項－７
（図書館）

「世界の果てで生き延びろ―芥川賞作家・八木義徳（やぎよしのり）　展―」の実施報告について

１　**開催期間**：2019 年 1 月 19 日（土）～3 月 17 日（日）

２　**観覧者数**：2,915 人／49 日間（2017 年度冬：4,441 人／49 日間）

３　**開催報告**

没後 20 年の節目にあたる町田ゆかりの作家･八木義徳をとりあげ、その人生に訪れた危機とそこから生れた作品を紹介し、八木義徳という作家を知ってもらうと共に自身の人生を生き抜くヒントを得てもらう展覧会を開催しました。

主な内容としては、第一部で左翼学生運動の果ての自殺未遂、戦災などの人生における危機を取り上げ、代表作「母子鎮魂」「私のソーニャ」などの八木文学の創作背景を紹介。第二部では町田に転居した 1969 年以降の生活を交友関係と共に展覧しました。

会期中にはアンケートプレゼントとして書店での入手が困難な八木作品に触れてもらうため、本展初公開資料「宿敵」を全文掲載した小冊子を配布しました。

アンケートでは町田市在住の方を中心に「こんなにすごい作家がこの地にいたとは知らなかった」「作品を読んでみたい」との声が多く寄せられ、忘れられかけてしまっている町田ゆかりの作家に再び光を当てる機会にすることができました。

（１）資料

八木の出生地にある室蘭市港の文学館から約 100 点の資料を借用し、自筆原稿、書簡、関連書籍など当館所蔵の資料とあわせて約 200 点を展示しました。

（２）関連事業

◆講演会

①紅野謙介（本展監修者）
「世界の果てで生き延びろ―八木義徳の生きる力」【参加者:79 人】

②根本昌夫（「海燕」元編集長）
「編集長の眼―八木義徳という人」【参加者:75 人】

◆対談

山下澄人（作家）×梅澤亜由美（大正大学准教授）
「「スミト」は誰？―「しんせかい」という虚実の狭間で」
【参加者:71 人】

◆朗読会

中村昇（元 NHK アナウンサー）
「中村昇朗読会―「劉廣福」を読む」【参加者:89 人】

◆展示解説（全 7 回／定例 4 回・臨時 3 回）【参加者:86 人】

（３）広報等

◆チラシ配布

都内図書館・大学・高齢者施設や作家ゆかりの場所、山崎団地名店会などに重点的に配布

◆メディア等での紹介

・東京新聞多摩版
・読売新聞多摩版
・北海道新聞文化欄
・ショッパー、タウンニュース等

◆出張展示

生涯学習センター、木曽山崎コミュニティセンター、
忠生市民センター

（４）来館者アンケート

来館者の年代は 70 代（28.3%）が多く、次いで 60 代（27.1%）となりました。40 代以下の観覧者数も約 22%を数え、没後 20 年を迎える作家を取り上げた展覧会としては幅広い年代に来館いただきました。

＜来館者の声＞

・映像もあり、知らない人を知ることができました。新たな文豪に出会い、さらに興味を深められて大変良かったです。（10 代・女）
・“負”に生かされた生涯、ここまでしかと伝えてくれる展覧会というもの素晴らしいと思いました。（20 代・男）
・「文学の鬼を志望す」を読んでみようと思います。この作家は何か本質を教えてくれそうな予感が展示を見てあったからです。（60 代・男）
・本を読んだことはありませんが、友達から町田に住んでいた作家と知りました。しかも山崎団地とは！その人柄が伝わってきて町田の誇りと思いました。都内の友達に伝えたいと思います。展示の仕方に感動しました。（70 代・女）

（５）課題

展示内容や関連イベントについての来館者の評価は高かったが、来館者は前年比の約 66%にとどまりました。今後は、純文学をどう現代の人々にアピールすることができるか、テーマ設定と広報を検討・研究していきます。

展示室の様子